

国税庁レポート 2023

NATIONAL TAX AGENCY REPORT



納税者の皆様へ

税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展等により、大きく変化しています。このような状況下においても、国税庁としては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を着実に果たしていく必要があります。

近年、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっています。

税務においてデジタルの活用が広まることは、納税者の皆様にとって、税務手続の簡便化だけではなく、単純誤りの防止による正確性の向上や、業務の効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。また国税当局側も、事務処理の効率化や得られたデータの活用等を通じて、更なる課税・徴収事務の効率化・高度化を進められるものと考えております。

このため、本年6月に、一昨年に公表した「税務行政の将来像 2.0」を改定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」を公表し、税務行政のDXを更に前に進めていくことを示しました。

「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、e-Tax等の利便性向上や相談チャンネルの充実など、納税者目線に立って、納税者サービスを包括的に見直してまいります。今後、e-Taxやキャッシュレス納付は、ますます便利になっていきますので、ぜひ、御利用いただきたいと思っております。

本年10月には消費税のインボイス制度が開始されます。

制度の円滑な開始のためには、事業者の皆様には制度への理解を深めていただいた上で、それぞれの事業実態に応じた対応を進めていただく必要があります。国税庁では、関係府省庁等とも連携して、事業者団体等への講師派遣や説明会の開催、各種媒体を活用した周知広報など、様々な取組を実施してまいりました。また、令和5年度税制改正では各種の負担軽減措置も講じられています。

制度開始まで数か月となりましたが、引き続きあらゆる機会をとらえ、税制改正等の情報を含め、事業者の皆様に必要な情報をお届けするとともに、個別相談への対応等に万全を期してまいります。

適正・公平な課税・徴収の実現については、納税者の権利・利益の保護を図りつつ、適正な申告・納税を行った納税者が不公平感を抱くことのないよう、悪質な納税者に対しては組織を挙げて厳正な対応を行っています。特に、消費税の不正還付や国際的な租税回避への対応などを重点課題として積極的に取り組んでいます。

この点、消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の皆様の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとする事案に対しては、事案の複雑・巧妙化に的確に対応し、厳正な態度で臨んでいます。

また、増加する海外への投資や海外取引に対しては、外国税務当局との連携・協調などにより、深度ある調査・徴収を実施しています。

さらに、経済社会のデジタル化に伴う、経済活動の絶え間ない変化に的確に対応するため、様々なデータを活用し、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

国税庁としては、このような様々な取組を通じて、納税者の皆様に適正かつ円滑に申告・納税をしていただけるよう努めてまいります。こうした取組は、いずれも納税者の皆様の御理解と御協力があって初めて円滑に実施することができるものです。

この国税庁レポートは、統計資料のほか、図や写真などを交えながら、納税者の皆様に国税庁の1年間の活動やトピックスを分かりやすくお知らせしています。

「国税庁レポート2023」が税務行政に対する皆様の御理解を深める一助になれば幸いです。

令和5(2023)年6月

国税庁長官 阪田 渉

CONTENTS

納税者の皆様へ 1

I 国税庁について 5

1 国税庁の組織理念.....	5	(2) 行政事務の効率化の推進と組織基盤の充実.....	9
2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション.....	7	(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済.....	9
(1) 総論.....	7	(4) 酒税行政の適正な運営.....	9
(2) 「納税者の利便性の向上」に関する取組状況.....	7	(5) 税理士業務の適正な運営の確保.....	9
(3) 「課税・徴収の効率化・高度化等」に関する取組状況.....	8	(6) 実績評価(政策評価)と税務行政の改善.....	9
(4) 事業者のデジタル化推進.....	8	4 国税組織の概要.....	10
3 税務行政の運営の考え方.....	8	(1) 国の収入と税.....	10
(1) 納税者サービスの充実.....	8	(2) 国税庁の予算.....	10
		(3) 国税庁の機構・定員.....	11

II 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組 12

1 e-Tax (国税電子申告・納税システム).....	12	コラム3 新たな試験区分(国税専門B(理工・デジタル系)) の創設.....	22
コラム1 e-Taxの利便性向上.....	13	6 情報提供等.....	23
2 確定申告.....	14	(1) 国税庁ホームページ.....	23
(1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進.....	14	(2) 租税教育.....	25
(2) 多様な納税者ニーズへの対応.....	15	(3) 講演会.....	26
3 キャッシュレス納付の推進.....	16	(4) 説明会.....	26
(1) キャッシュレス納付による納付手段.....	16	(5) 税務相談.....	26
(2) キャッシュレス納付以外の納付手段.....	17	(6) 事前照会.....	28
4 マイナンバー制度への取組.....	18	コラム4 新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応.....	28
(1) マイナンバー制度の概要.....	18	7 適正な源泉徴収制度の運営.....	29
(2) マイナンバー及び法人番号の活用機関としての対応.....	18	8 消費税法改正への対応.....	29
(3) マイナンバーカードの普及促進.....	19	(1) 消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式).....	29
(4) 法人番号の付番機関としての対応.....	19	(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組.....	29
5 行政サービスのデジタル化の推進.....	20	9 関係民間団体との協調.....	30
コラム2 内部事務のセンター化.....	21		

III 適正・公平な課税・徴収 31

1 適正・公平な課税の推進.....	31	(4) 公売の実施.....	38
(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項.....	31	(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理.....	39
(2) 調査以外の手法の活用.....	33	3 消費税不正還付への対応.....	39
(3) 資料情報.....	34	(1) 背景.....	39
(4) 査察.....	34	(2) 消費税不正還付の現状.....	39
2 確実な税金の納付.....	36	(3) 消費税不正還付に対する取組.....	40
(1) 自主納付態勢の確立.....	36	① 還付審査の充実.....	41
(2) 滞納の整理促進への取組.....	36	② 実地調査の充実.....	41
(3) 集中電話催告センター室.....	38	③ 組織体制の充実.....	42

4 国際的な取引への対応	42	(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等	48
(1) 背景	42	5 各国税務当局との協力	49
(2) 国際的な租税回避に対する取組	42	(1) 開発途上国に対する技術協力	49
① 情報リソースの充実	42	(2) その他の技術支援	51
② 調査マンパワーの充実	45	(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力	51
③ グローバルネットワークの強化	46		

IV 権利救済 52

(1) 再調査の請求	53	(3) 訴訟	53
(2) 審査請求	53	(4) 権利救済の状況	54

V 酒類行政 55

1 酒類業界の状況	55	(2) 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組	57
(1) 国内市場の状況	55	(3) 技術支援	58
(2) 日本産酒類の輸出の状況	56	(4) 中小企業対策	58
2 国税庁の取組	56	(5) 酒類の公正な取引環境の整備	58
(1) 海外市場の開拓	56	(6) 社会的要請への対応	58

VI 税理士業務の適正な運営の確保 60

1 税理士の業務と役割	60	(2) e-Taxの利用促進	61
2 税理士会等との連絡協調	60	3 税理士等に対する指導監督的的確な実施	61
(1) 書面添付制度の推進	60		

VII 実績評価(政策評価)の実施 62

(1) 実績評価の目的	62	(3) 実績目標等の評価方法・評価結果	62
(2) 国税庁の使命・任務と実績評価の目標体系	62		

VIII 資料編 64

○ 租税収入・予算	64	○ 滞納状況	66
○ 申告・課税状況	64	○ 査察	66
○ 調査状況	65	○ 権利救済	67
○ 国際課税	66	○ 税務相談	67

※本文中の「○年度」は会計年度を示し、「○事務年度」は○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。

国税庁は、昭和24(1949)年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。)と524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の研修機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の組織理念

国税庁の「使命」は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされています。

国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁がその「使命」や「任務」を果たすため、どのような組織を目指して組織運営を行っていくべきかを示す「組織として目指す姿」や、個々の職員が日々の職務を行うに当たって重視すべき規範・価値観を示す「行動規範」を取りまとめ、「国税庁の組織理念」として職員に示すとともに、公表しています。



国税庁

国税庁の組織理念

使命

納税者の自発的な納税義務の履行を
適正かつ円滑に実現する。

任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

組織として 目指す姿

信頼で 国の財政 支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、
絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、
厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、
チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

行動規範

使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。
不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、
事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

2 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

(1) 総論

国税庁では、令和3年6月に「**税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0** – (以下「将来像 2.0」といいます。))」を公表し、「デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」といいます。))」に取り組んでいく方針を明確にしました。

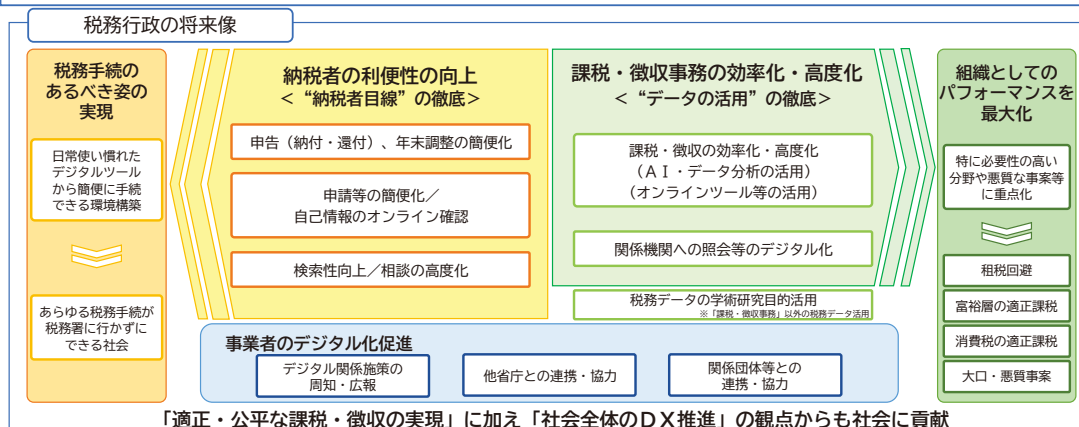
令和5年6月には、将来像 2.0 を改定し、従前の「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、税務行政のDXを更に前に進めていくことを示しました(「**税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023** –」)。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
ー税務行政の将来像 2023ー



税務行政のデジタル・トランスフォーメーション – 税務行政の将来像 2023 –

- ◆ 税務手続きのデジタル化や業務におけるデータの活用など、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し)に取り組めます。
 - ◆ 事業者の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進します。
- 国税庁は、「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していきます。



- 「適正・公平な課税・徴収の実現」に加え「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献
- * 納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期す。
 - * デジタルに不慣れな方も含めたあらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスを提供することを目指す。
 - * 将来像実現に向けて、「内部事務のセンター化」やシステムの高度化、人材育成等のインフラ整備にも取り組む。

(2) 「納税者の利便性の向上」に関する取組状況

普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール(スマートフォン、タブレット、パソコンなど)から簡単・便利に手続きを行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。

そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続きを調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像(ペルソナ)を設定し、当該ペルソナが税務手続きを行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討しています。

具体的な施策としては、「日本版記入済み申告書」(書かない確定申告)の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続きの簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組んでいます。

(3) 「課税・徴収の効率化・高度化等」に関する取組状況

データは、智慧・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札と位置付けられています。税務行政においても、データを活用して（データの活用を前提として）事務を効率化・高度化しつつ、業務改革（BPR）にも取り組んでいくことが重要であると考えています。

このため、課税や徴収の場面も含めて、業務に当たってはデータを積極的に活用するほか、オンラインツールについても積極的に活用します。地方公共団体や金融機関等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、データによる情報のやり取りを拡大しています。

なお、データの活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

(4) 事業者のデジタル化促進

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。

事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。

このため、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいます。

経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の生産性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、更に取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化推進に取り組んでいます。

3 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような使命と任務を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のような取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- e-Tax（国税電子申告・納税システム）、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やキャッシュレス納付など、デジタル技術を活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自ら正しい申告と納税を行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組みます。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。

(2) 行政事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素化・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 行政文書・情報管理の徹底に取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。

(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分に当たっては、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、経済・社会の変化に応じた重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけるなど、協力的手法の取組を通じて、自発的な適正申告の推進を図ります。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

(4) 酒税行政の適正な運営

- 酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化(特に輸出促進)に取り組みます。
- 国際的な情報発信や国際交渉等を通じた海外需要の開拓、地理的表示(GI)の普及拡大等によるブランド化の推進、酒類製造業者等への技術支援や安全性の確保等に取り組みます。
- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、取引状況等の実態調査を行い、「酒類の公正な取引に関する基準」に則していない取引が認められた場合には、指示を行うなど厳正に対処します。
- アルコール健康障害対策や資源リサイクルの推進といった社会的要請に応えるため、20歳未満の者への酒類販売の禁止の周知の徹底や酒類容器のリサイクル等のための取組の周知・啓発を行います。

(5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

(6) 実績評価(政策評価)と税務行政の改善

- 国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組みます。

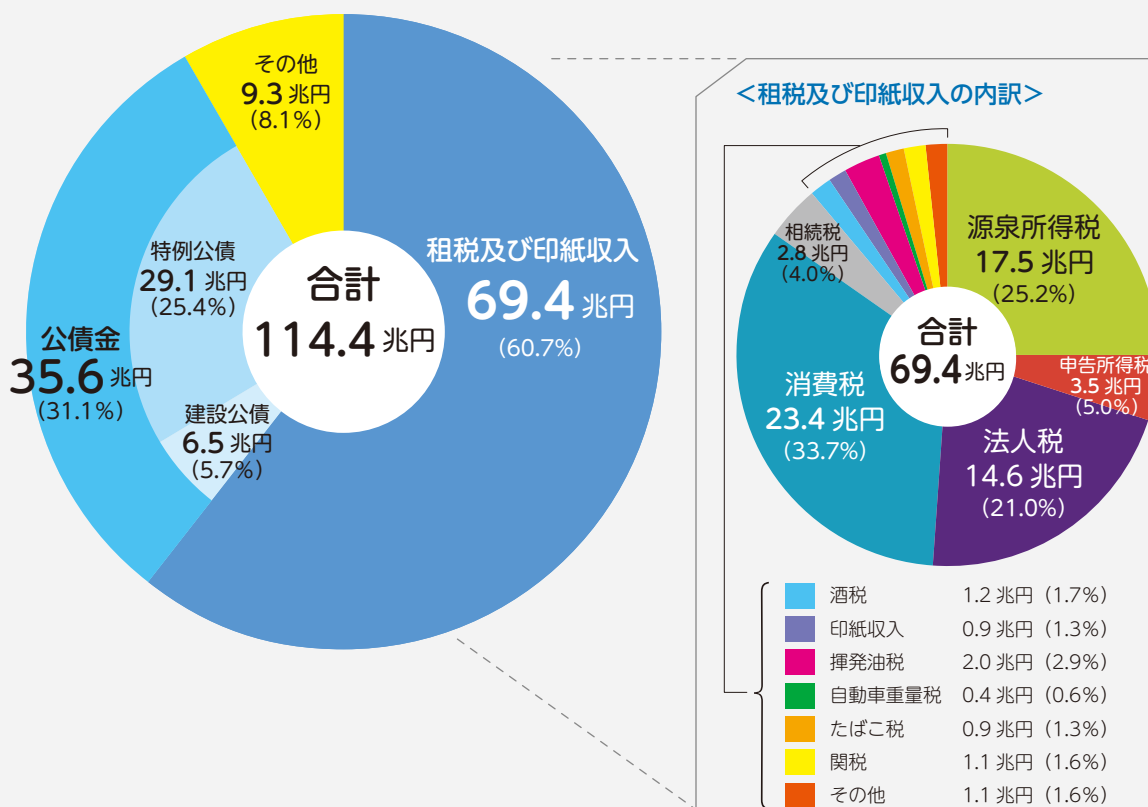
4 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

令和5(2023)年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間114兆3,812億円です。そのうち69兆4,400億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約8割を占めています。

■ 国の収入(令和5(2023)年度一般会計歳入(当初予算))



※1 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。

※2 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

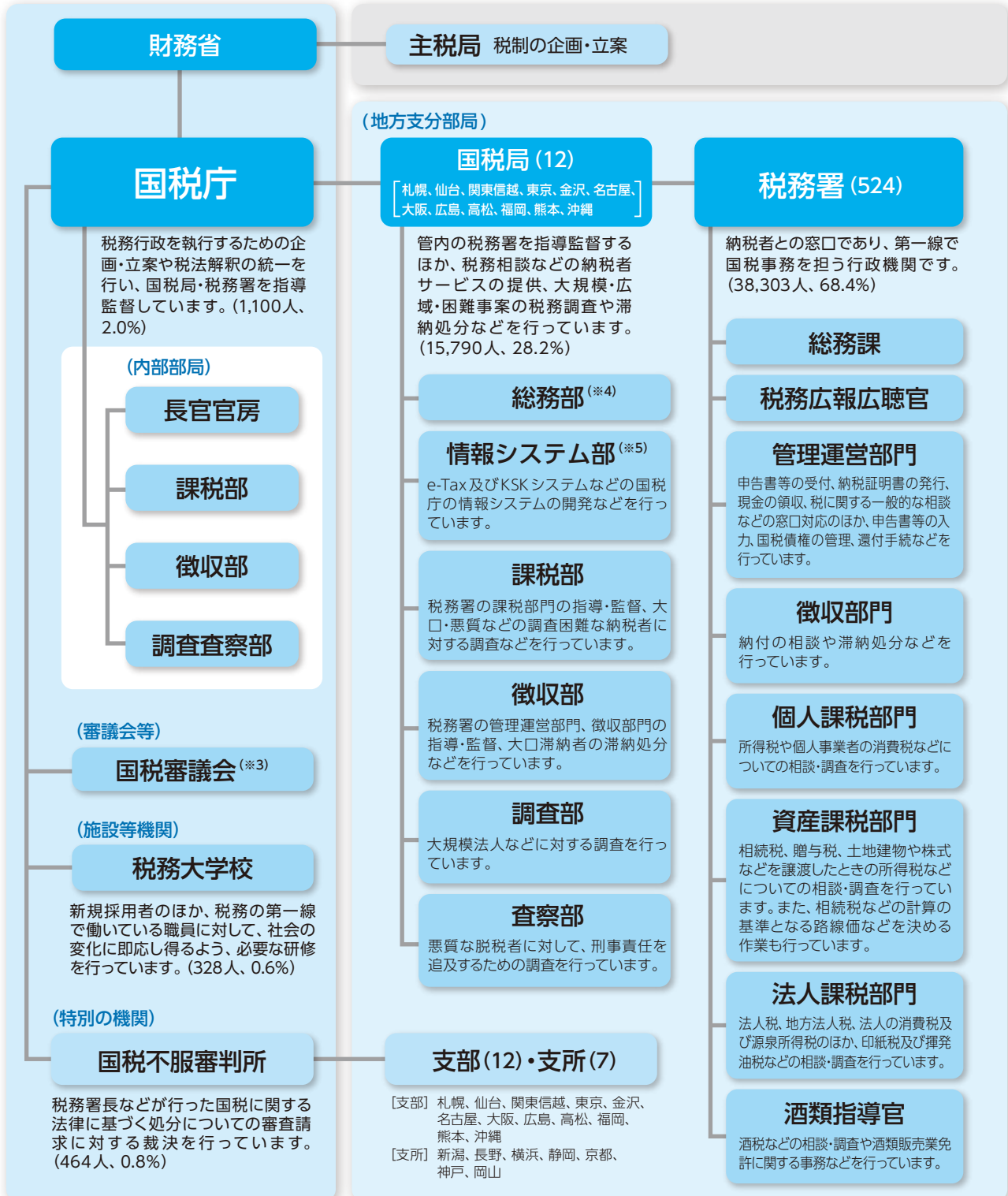
※3 国の支出については、財務省ホームページ「日本の財政を考える」をご覧ください。

(2) 国税庁の予算

令和5(2023)年度の国税庁関係当初予算額は6,417億円で、人件費は5,630億円、一般経費は787億円です。

(3) 国税庁の機構・定員

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。また、国税庁の令和5(2023)年度の定員は55,985人となっています。^(※1,2)



※1 各部署の人数、%は、令和5(2023)年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

※2 税務署の定員38,303人には、障害者雇用の推進のための定員220人(0.4%)が含まれています。

※3 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

※4 令和3(2021)年7月に業務センター室を設置しました。詳しくは、コラム2(21ページ)をご覧ください。

※5 令和5(2023)年7月に東京国税局に情報システム部を設置しました。

～ データやデジタル技術の活用などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、データやデジタル技術を活用し、納税者が簡単・便利に申告や納税を行えるよう様々な利便性向上施策や情報発信に取り組み、納税者サービスの充実を図っています。

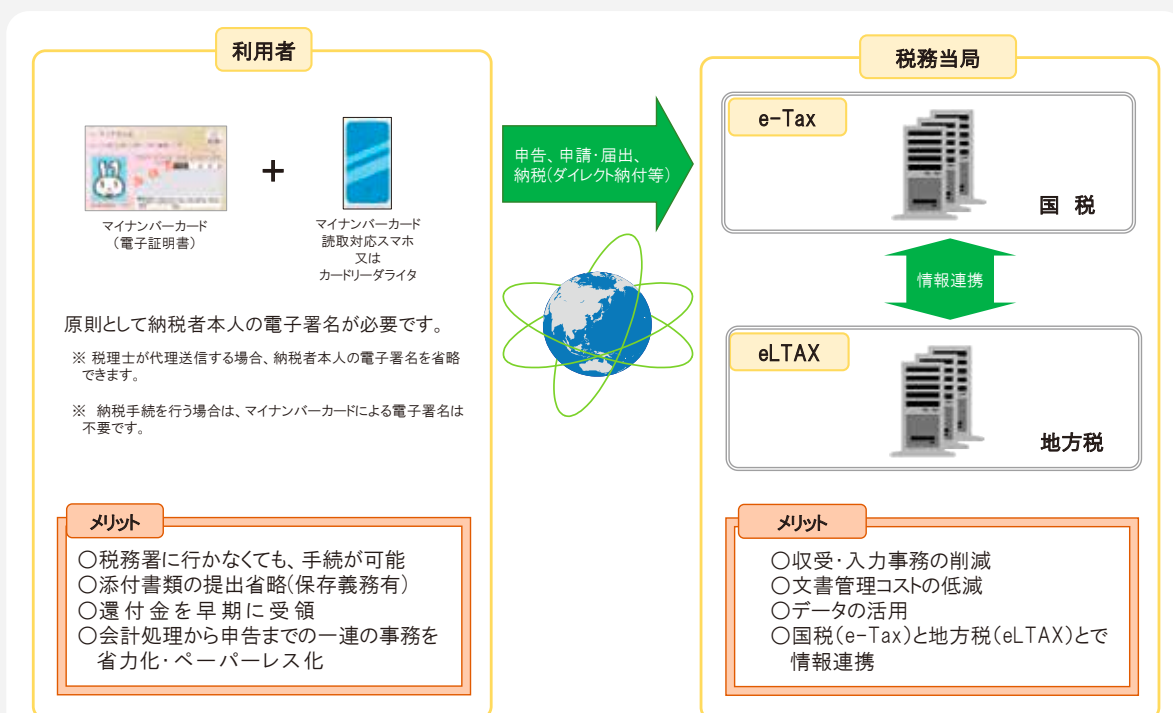
1 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの利用拡大に向け、各種施策を強力に推進 ～

e-Taxを利用することで、国税に関する申告、申請・届出、納税の各種手続きをオンラインで行うことができます。

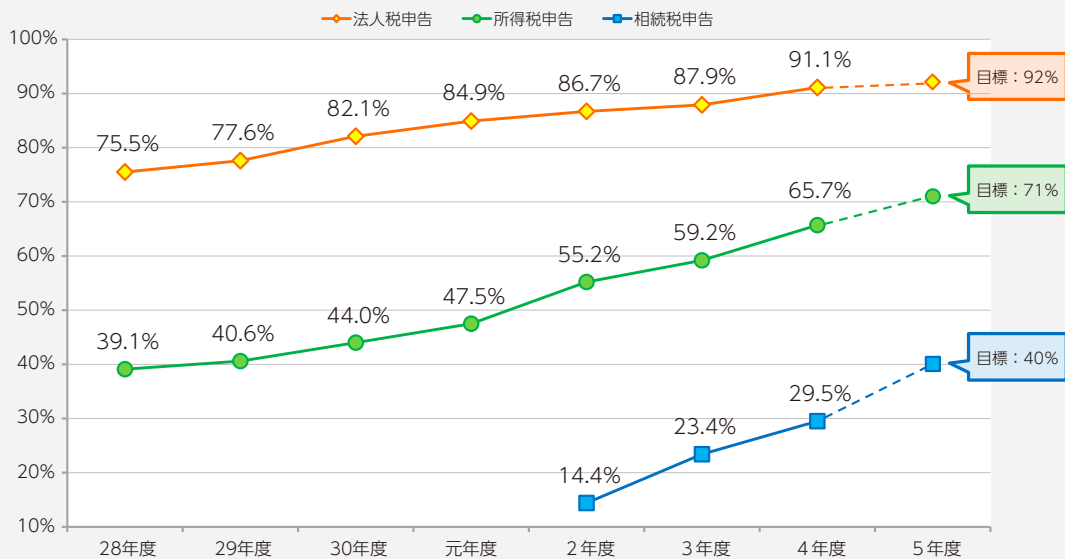
e-Taxの利用拡大に向け、e-Taxの利便性を高める各種施策を強力に推進しており（コラム1参照）、オンライン利用率は順調に増加しています。

■ e-Taxの概要



■ オンライン利用率

オンライン利用率目標を設定し、利用率の更なる向上を目指します。



※1 令和4年度の各係数は速報値です。

※2 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含みます。

※3 主な手続の利用率を掲載しています。その他の手続についてはe-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ
「オンライン手続の利用率向上に向けた国税庁の取組について」

コラム

e-Taxの利便性向上

1 e-Taxに登録された本人情報等を閲覧できる「マイページ」の提供【令和5(2023)年1月実施】

e-Taxの「マイページ」では、「氏名」や「納税地」といった本人情報に加え、登録している金融機関、還付金の処理状況等の還付・納税に関する情報、「所得税の青色申告承認」等の各税目に関する情報を確認することができます。

※ 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ
「マイページ」



マイページの画面イメージ

2 マイナンバーカードの読み取り回数が1回に【令和5(2023)年1月実施】

マイナンバーカードを利用してe-Taxを利用される納税者を対象に、本人確認を行える機能を導入しました。本人確認を行うことで、これまでe-Taxへ申告等データを送信する都度必要だったマイナンバーカードでの電子署名が不要になります。

これにより、マイナンバーカードを利用して申告される方のマイナンバーカードの読み取り回数が従来の3回から1回になりました。

※1 過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

※2 詳細は、e-Taxホームページをご覧ください。



e-Taxホームページ
「マイナンバーカードで、e-Taxがますます便利になります」

2 確定申告

～ 所得税の申告者数は 2,295 万人。半数以上は還付申告 ～

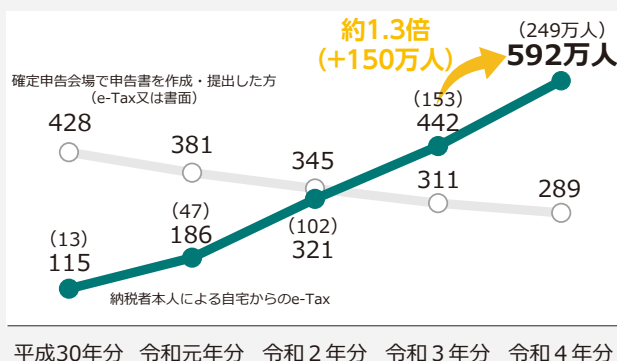
確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、一定の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。令和4（2022）年分の所得税の確定申告を行った申告者は2,295万人に上り、国民の5人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,333万人を超え、半数以上を占めています。

(1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進

国税庁では、確定申告会場へ来場することなく、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」等を利用して、自宅から納税者ご自身でe-Taxによる申告をしていただくことを推進しています。

なお、令和4（2022）年分の確定申告では、納税者ご自身による自宅からのe-Taxをされた方が592万人と、前年分である令和3年分の約1.3倍に増加しました。

■ 自宅から納税者ご自身によりe-Taxで申告書を提出した方の推移



令和4年分確定申告人員		万人
自宅等からのe-Tax		1,076
納税者本人による送信		592
スマートフォン等		249
税理士による代理送信		484
確定申告会場から		289
地方公共団体会場からのe-Tax		154

※ カッコ内の数値はスマートフォン等を利用された方です（スマートフォン等を利用した提出は、平成30年分から開始された施策です。）。

～ 「確定申告書等作成コーナー」の提供 ～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税、個人事業者の消費税等、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができ、作成した申告データはそのままe-Taxで送信できます。

なお、マイナポータルと連携することで、医療費通知情報や生命保険料・ふるさと納税の控除証明書等の情報を一括取得し、該当欄に金額等を自動入力することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」では、より多くの方にご自宅からご利用いただけるよう、スマートフォンで見やすい専用画面を用意するなどの取組を進めています。

■ スマートフォンを利用した所得税申告について

スマートフォンで見やすいデザインの画面（スマホ専用画面）を導入し、その対象範囲を順次拡大しています。給与所得（勤務先から給与収入がある方）、雑所得（年金収入や副業の収入がある方）がある方のほか、青色申告決算書や収支内訳書を作成される方についてもご利用が可能です。

また、スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、確定申告書等作成コーナーへ自動入力することができます。

スマホ申告の対象範囲 (NEW は令和4年分確定申告(令和5年1月上旬～)から対応)	
【対象所得】	【各種控除等】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業所得※ NEW ➢ 不動産所得※ NEW ➢ 給与所得 ➢ 雑所得 ➢ 一時所得 ➢ 特定口座年間取引報告書 (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等) ➢ 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ すべての所得控除 ➢ 政党等寄附金特別控除 ➢ 災害減免額 ➢ 外国税額控除 ➢ 予定納税額 ➢ 本年分で差し引く繰越損失額
<small>※ スマホ専用画面で事業所得、不動産所得が利用可能となるのは、確定申告書等作成コーナーで青色申告決算書・収支内訳書を作成した場合に限ります。</small>	

※1 スマホ専用画面は、令和4年分の申告のみご利用になれます。

※2 上記以外の所得、各種控除等がある場合は、パソコンと同じ画面で作成可能です。



～ 「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxにより提出する方は年々増加 ～

令和4(2022)年分の確定申告期においては、「確定申告書等作成コーナー」を利用して自宅等からe-Taxで申告書を提出した方は、税理士の代理送信を含めて561万人で、平成27(2015)年分以降、利用者は年々増加しています。また、「確定申告書等作成コーナー」を利用して書面で申告書を提出した方(351万人)を初めて超えるなど、書面からe-Tax申告への移行が更に加速しています。なお、561万人のうち、約249万人がスマートフォン等で確定申告書を作成しています。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 入場整理券による確定申告会場の混雑緩和～

確定申告期間中は、確定申告会場への入場に「入場整理券」を配付することで確定申告会場の混雑緩和を図っています。

入場整理券は各会場で当日配付するほか、オンラインによる事前発行も可能です。

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談を平日以外にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の特定の日曜日に一部の税務署を対象として申告書の受付や申告相談などを実施しています。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で所得税申告書等のデータを相互に提供するなどの取組を進めています。

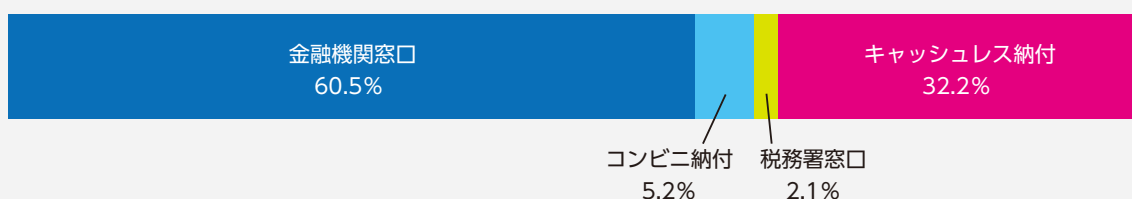
3 キャッシュレス納付の推進

～ 簡単・便利なキャッシュレス納付環境の構築 ～

国税の納付については、現状、全体の約7割が金融機関やコンビニ、税務署の窓口で行われています。「納税者利便の向上」、「業務の効率化」、「非接触での税務手続の実現」を図るため、令和7（2025）年度までにキャッシュレス納付割合を4割とする目標を設定し、利用拡大に向けて取り組んでいます。

また、キャッシュレス納付の周知・広報や利用勧奨に当たっては、日本銀行や地方税当局、金融機関などといった関係機関と連携して取り組んでいます。

■ 国税の納付手段別納付割合：令和3（2021）年度実績（件数ベース）



～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、国税の納付についても、次のような多様な納付手段を導入することで、納税者利便の向上を図っています。

(1) キャッシュレス納付による納付手段



国税庁ホームページの納税に関する総合案内

振替納税 【申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能】

あらかじめ振替依頼書を提出することで、指定した預貯金口座からの口座引落しにより納付する手続です。税務署又は金融機関に振替依頼書を提出していただくか、e-Taxにより振替依頼書を提出いただくことで、次回以降も自動的に振替納税が行われます。

申告所得税や消費税の確定申告書を提出する個人の方に便利な手続となっています。

ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）【全税目で利用可能】

あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で、即時又は期日を指定して預貯金口座からの振替により納付する手続です。

税務署又は金融機関に利用届出書を提出していただくか、e-Taxにより利用届出書を提出（個人の方に限ります。）していただくことで、利用できるようになります。

e-Taxで申告される方、特に毎月の源泉所得税など頻りに納付手続を行う方に便利な手続となっています。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税 【全税目で利用可能】

あらかじめe-Taxの利用開始届出書を提出することで、ペイジー (Pay-easy) に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用して納付する手続です。

クレジットカード納付 【全税目で利用可能】

専用のWeb画面(国税クレジットカードお支払サイト)において、クレジットカード情報を入力し、納付する手続です。

※1 納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は、国の収入になるものではありません)。

※2 納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

スマホアプリ納付 【全税目で利用可能】

専用のWeb画面(国税スマートフォン決済専用サイト)において、利用可能なPay払いを選択し、納付する手続です。

※1 納付可能な金額は30万円以下となります。

※2 事前にPay払いの残高のチャージが必要です。

(2) キャッシュレス納付以外の納付手段

コンビニ納付 【源泉所得税自主納付分を除き、全税目で利用可能】

次のいずれかの方法により、コンビニエンスストアで納付する手続です。

- ① スマートフォンやご自宅等のパソコンなどでQRコードを作成し、コンビニエンスストアのキオスク端末にQRコードを読み取らせて出力された納付書で納付する方法
- ② 所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局や税務署が発行するバーコード付納付書で納付する方法

※1 納付可能な金額は30万円以下となります。

※2 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

現金納付 【全税目で利用可能】

現金に納付書を添えて、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署で納付する手続です。

4 マイナンバー制度への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関となるとともに、マイナンバー（個人番号）及び法人番号の利活用機関となっています。

マイナンバー制度の概要については
デジタル庁ホームページをご確認ください。



デジタル庁
ホームページ

マイナちゃん



イ マイナンバー（個人番号）

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

現在、マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号は、マイナンバーと異なり、利用範囲の制約がなく、誰でも自由に利用できます。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用と広報 ～

税務署に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、厳格な本人確認が求められます。

マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度の特設サイトを設けてよくある質問(FAQ)などを掲載しているほか、積極的な周知・広報に取り組んでいます。



マイナンバー制度の
特設サイト

～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、住宅ローン控除などの申告手続における住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税・相続税の申告をe-Taxで送信された方が、マイナポータル¹の「お知らせ」機能を通じて、e-Taxのメッセージボックスに格納された所得税の申告などの情報や還付申告の処理状況などを確認できるようにしました。

¹ マイナポータルとは、様々な行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする、政府が運営するオンラインサービスのことです。

また、令和2(2020)年分の年末調整・確定申告から手続をより簡単に行えるよう、生命保険料控除証明書などのデータを、マイナポータルを通じて一括入手し、各種申告書へ自動入力する機能を実現しました。今後、対象となる控除証明書などの種類は、更に拡大していく予定です。

■ マイナポータルを活用した自動入力機能のイメージ図



■ 確定申告の対応年分ごとのマイナポータル経由で取得が可能なデータ

年分	マイナポータルにより取得可能なデータ一覧			
令和2年分	生命保険料控除証明書	住宅借入金等特別控除証明書	住宅資金に係る借入金の年末残高証明書	特定口座年間取引報告書
令和3年分	地震保険料控除証明書	寄附金受領証明書等(ふるさと納税)	医療費通知情報(令和3年分は9月～12月分)	
令和4年分	公的年金等の源泉徴収票	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書	医療費通知情報(1年間分)	

(3) マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードを活用した納税者利便の向上施策を推進するとともに、確定申告や税を考える週間など様々な機会において、マイナンバーカードの普及促進に向けた周知・広報に積極的に取り組んでいます。

(4) 法人番号の付番機関としての対応

国税庁は、株式会社等の設立登記法人などについて、法人番号を指定し、通知しています。

また、「商号(又は名称)」、「本店(又は主たる事務所の所在地)」、「法人番号」の基本3情報を「[国税庁法人番号公表サイト](#)」で公表しています。

法人番号は、社会的インフラとして、官民間問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索できるほか、データのダウンロード機能やWeb-API¹機能を提供しています。また、法人等からの登録を受けて、商号・本店の所在地の英語表記も公表しています。

1 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組み。

5 行政サービスのデジタル化の推進

～ デジタル・ガバメント¹の実現に向けて ～

令和5(2023)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、納税者の自発的な納税義務の履行を円滑かつ適正に実現するため、UI・UXの改善による利便性向上や業務・システムの効率化・合理化など、国税関係手続のデジタル化推進に取り組んでいます。

具体的には、マイナンバーカードでe-Taxを利用する個人の方を対象に、本人情報等を確認できる「マイページ」の運用や、申告時のマイナンバーカードの読取回数を削減するなどの改善を実施しています。

そのほか、マイナポータル連携による申告書の自動入力対象拡大など、今後も手続全体のデジタル化とUI・UXの改善を推進していきます。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、大量の納税者情報を管理しているため、システムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、職員が職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、定期的なセキュリティ監査を実施するなど、不正利用や漏えいの防止に細心の注意を払っています。

なお、データを保有するe-Tax及びKSKシステムの基幹システムは、平成19(2007)年に国際標準規格に準拠した、ISMS²適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001³に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

さらに、令和2(2020)年には、法人番号の指定などを行うシステムについても、同認証を取得しました。

国税総合管理(KSK)システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。

システムの高度化(新たなシステムの構築)

国税庁においては、ICTの活用による「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を目指していくこととしており、これを実現するためのインフラとして、令和8(2026)年度の本格導入に向けて、次世代システムの開発を進めています。

次世代システムについては、

- ① データ中心の事務処理を実現するシステム(紙からデータ)
- ② 現在、税目別となっているデータベース・アプリケーションの統合(縦割りシステムの解消)
- ③ 独自OSを使用する大型コンピュータを中心としたいわゆる「メインフレーム」から、市販の汎用的なOSを使用するいわゆる「オープンシステム」への刷新(メインフレームからの脱却)

といったことを開発コンセプトとしています。

1 「デジタル・ガバメント」とは、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す政府全体の取組です。

2 「ISMS」とは、情報セキュリティマネジメントシステムの略称であり、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

3 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、平成17(2005)年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、平成18(2006)年5月に発行された国内規格です。

情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有しています。これらの情報は厳格に管理する必要があり、情報が漏れるようなことがあれば、納税者の協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収等に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対して、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

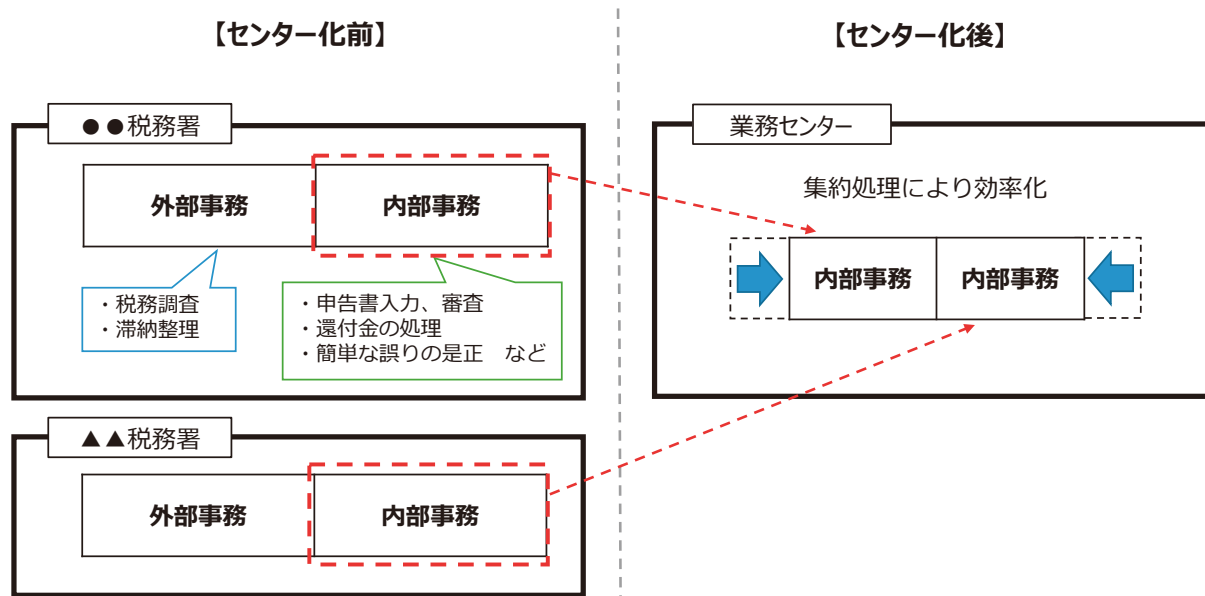
また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

コラム ②

内部事務のセンター化

「内部事務のセンター化」は、複数の税務署の内部事務について、専担化した組織(業務センター)で集約処理することにより、事務の効率化と事務の正確性の確保を目指す取組です。

順次、対象となる税務署を拡大しながら、令和8(2026)年には、全ての税務署を対象に内部事務のセンター化を実施することを予定しています。



新たな試験区分(国税専門B(理工・デジタル系))の創設

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの取組をより一層推進するため、令和5(2023)年度の国税専門官採用試験から、従来からの法文系の方向けの国税専門A(法文系)とは別に、新たに理工・デジタル系の方向けの国税専門B(理工・デジタル系)を創設しました。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

**2023(令和5)年度から
理工・デジタル系の方向けの、
国税専門官採用試験(B区分)
が始まります!**

国税庁では、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組み、ICT分野での活躍が期待される理工・デジタル系の人材を求めています。

理工・デジタル系の方向けの新たな試験区分では、基礎数学、情報数学、情報工学、物理、化学等といった理工・デジタル系の分野の問題が多く設定されており、幅広く、理工・デジタル系の方が受験しやすい試験となっています。

○国税専門官とは…

国税庁は、国の財政基盤を支える内閣府の組織・徴収を行う官庁です。国税専門官は、全国の国税局や税務署で**税のスペシャリスト**として、次のような業務を行います。

- 国税調査官** 納税者から提出された確定申告書等について、適正な申告が行われたかどうかの確認や徴収を行うとともに、申告に関する指導などを行います。
- 国税徴収官** 定められた納期限までに納付されない税金の督促や滞納処分を行って、税金を徴収するとともに、納税に関する指導などを行います。
- 国税査察官** 納税者から申告状を得て、具体的な取組に対して課税や滞納などの強制徴収を行い、刑事罰を求めるときの捜査官に充当します。



6 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、[国税庁ホームページ](#)を中心に、テレビや新聞などのマスメディア、各種広報媒体や各種説明会を通じて、納税者の申告・納税等に役立つ様々な情報を提供しています。

また、一般的な税法の解釈・取扱いについては、国税庁ホームページや税務署や市町村に設置したパンフレットなどで情報提供しているほか、税に関する一般的な質問・相談については、電話などで回答しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政の現状について、より深く理解して、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた様々な取組を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間は「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には日常生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠であると考えています。

(1) 国税庁ホームページ

～ ホームページによる分かりやすい情報提供 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを1か所に集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めています。

また、高齢の方や障害のある方を含めて、誰もが国税庁ホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、文字拡大・音声読み上げ機能にも配慮したコンテンツを提供するように努めています。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和5(2023)年6月現在のものです。



1 サイト内検索
 国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能

2 文字拡大・音声読み上げ
 高齢の方や視覚に障害のある方のためのサポート機能

3 グローバルナビゲーション
 各種情報への入口となる案内表示

4 緊急のお知らせ
 災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

5 バナー
 国税庁が作成したバナーを集約して表示

6 注目ワード
 国税庁ホームページ内で注目してもらいたい情報に関するワードを表示

7 新着情報
 新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示

8 税務署を検索
 郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

9 分野別メニュー
 アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示

10 SNS等
 国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示

11 サイトマップ
 国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

実績評価(政策評価)の実施

資料編

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含みます。)や申告手をサポートする情報などの動画を配信しています。

(2) 租税教育

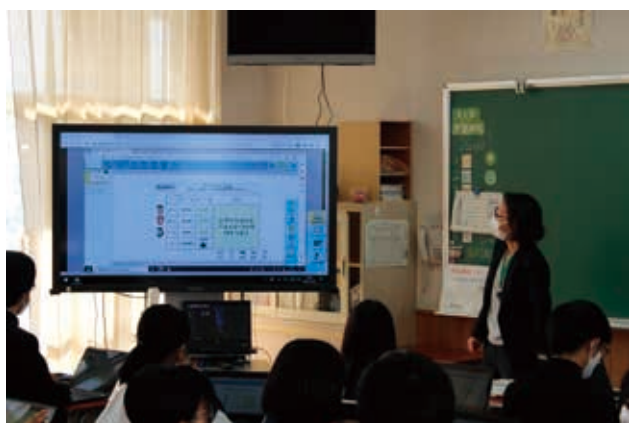
～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、国レベルで設置された租税教育推進関係省庁等協議会(国税庁、総務省、文部科学省などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県に設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成)を中心に、税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や税に関する作文の募集、税に関する各種イベントなどを行っています。

また、学習指導要領の改正やGIGAスクール構想など、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者などのニーズを的確に把握した上で、児童・生徒等が主体的・対話的に深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。

このほか、児童・生徒等が自ら租税について学習できるコンテンツを国税庁ホームページ「[税の学習コーナー](#)」に掲載するほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」において、「税務署見学」や「体験学習」を実施しています。



租税教室の様子

■ 租税教室等への講師派遣状況

	令和3年度	令和4年度
職員	7,193人	9,126人
職員以外	25,534人	31,965人
合計	32,727人	41,091人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	令和3年度	令和4年度
高校生	178,807編	148,050編
中学生	450,142編	460,918編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

また、毎年テーマを決めて「特別展示」を実施しています。今年のテーマは「近代の都市と税」と題して、令和4(2022)年11月1日から令和5(2023)年10月31日まで行っています。

詳しくは、国税庁ホームページの[税務大学租税史料コーナー](#)をご覧ください。



特別展示コーナー

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

納税者自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることは、納税に対する納得感の醸成に繋がります。このため、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 社会人を対象とした講演会の開催回数

	令和3年度	令和4年度
開催回数	758回	1,148回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	令和2事務年度	令和3事務年度
開催回数	7,990回	19,537回
参加人員	224千人	441千人

(5) 税務相談

～ 国税庁ホームページで税務相談 ～

納税者自らが国税に関する疑問を解決できるように、国税庁ホームページでは、「チャットボット」による相談や「タックスアンサー」などによる情報提供を行っています。

また、電話での税務相談は、各国税局に設置している電話相談センターで受け付けています。

～ チャットボットは相談範囲を拡大 ～

土日・夜間など、日時によらず、24時間いつでも国税に関する相談ができる「[税務相談チャットボット](#)」を国税庁ホームページに導入しています。

チャットボットは、国税に関する疑問について気軽に質問できたり、国税庁ホームページに掲載されている情報へ短時間でたどり着くことができます。これまで対応していた「所得税確定申告」、「年末調整」の相談に加えて、令和4年5月から「インボイス制度」、令和5年1月から「消費税確定申告」の相談を受け付けています。

また、[タックスアンサー](#)では、よくある国税の質問に対する一般的な回答を掲載しており、自分の状況やライフイベントなどに応じて検索することができます。

■ チャットボットへの質問件数

	令和3年	令和4年	令和5年
所得税確定申告	434万件	634万件	578万件
消費税確定申告	—	—	8万件
年末調整	49万件	56万件	—
インボイス制度	—	19万件	20万件

※1 「年末調整」については、10月から翌年1月までの件数を示しています。
 （「年末調整」以外は、1月から12月までの件数を示しています。）

※2 「令和5年」は、令和5年5月31日現在の件数を示しています。

■ タックスアンサーへのアクセス件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
アクセス件数	7,875万件	8,908万件	8,079万件

国税に関するご質問・
ご相談はチャットボット
やタックスアンサーを
是非ご利用ください。



チャットボットキャラクター
税務職員ふたば



チャットボット



タックスアンサー

■ 電話相談センターの相談件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	582万件	557万件	489万件

※ 聴覚障害者等専用電子メール及びファクシミリの相談件数を含む。

～ 税務署での面接による相談は事前予約の上で対応 ～

国税に関するご質問やご相談については、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターの利用を案内しています。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、上記の方法による解決が困難な場合には、所轄の税務署において面接にて相談を受け付けています。

なお、面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類などをお伝えする必要が
あることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています。

(6) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に係る税務上の取扱いに関して、取引前又は申告期限前の照会(事前照会)に応じ回答しています。

このうち、文書による回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては文書による回答を行い、その内容を国税庁ホームページにおいて公表しています(文書回答事例)。

このほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となる回答事例についても国税庁ホームページに掲載しています(質疑応答事例)。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	令和3年度	令和4年度
受付件数	117件	125件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	令和3年度末	令和4年度末
掲載件数	1,991件	2,005件

コラム 4

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応(令和5(2023)年5月8日現在)

新型コロナウイルス感染症については、令和2(2020)年1月に日本国内で初めての感染者が確認されて以降、感染拡大の状況に応じて、政府において様々な感染症対策や経済対策などの措置が行われてきたところです。

国税庁においては、申告相談や税務調査等の実施に当たり、納税者等の状況に即した対応を心掛け、理解と協力を得た上で実施しています。

新型コロナウイルス感染症に関する国税庁の対応や取組については、ホームページによる周知・広報のほか、報道発表、SNSなど、様々な手段を活用し、また関係民間団体等や地方公共団体を通じて、幅広く速やかな情報発信を行ってきました。また、税務上の取扱いに関して、よくある質問への回答(FAQ)のホームページ掲載、動画による情報提供など、わかりやすい情報の発信にも努めてきたところです。

国民の皆様には、引き続き、感染拡大防止にご理解とご協力をお願いします。

1 所得税等の確定申告の取組

確定申告会場には、多数の方が申告相談に訪れることから、令和4(2022)年分確定申告においては、自宅等から申告できるe-Taxの利用を呼び掛けるとともに、確定申告期間よりも前から申告相談を受け付けるなど、確定申告期間中の来場者数の削減・分散を図りました。

また、令和3(2021)年分に引き続き、会場内の混雑緩和のため、入場には整理券(オンラインによる事前発行も可能)を必要とする仕組みを全国で実施しました。

2 納税が困難な方への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化するなどして納税が困難な方については、納税者の置かれた状況や心情に配慮して納付の猶予制度を迅速かつ柔軟に適用してきました。

猶予制度については、税務署の窓口での制度説明、国税庁ホームページや税理士会、関係民間団体や業界団体を通じた周知・広報などにより、納税者にアプローチを図り、必要な方が早期に猶予を受けられるように努めています。

また、税務署においては、猶予制度に関する質問や相談を電話で受け付けるとともに、猶予申請については、e-Taxによる電子申請や郵送による申請を推奨しています。

3 酒類事業者に関する取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により酒類消費が低迷している酒類業界を支援するため、官民を挙げて酒類の国内消費回復・拡大に向けたプロモーション(地域での消費者向けイベント等)を展開したほか、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、酒類事業者の経営改革、酒類業界の構造転換支援に取り組むこととしています。また、こうした取り組みやこうした取組や政府が行っている事業者の方への支援策について、必要な情報の提供に努めています。詳しくは、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

7 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、国税庁ホームページに源泉徴収義務者の方向けのページを設け、各種手引・パンフレットや解説動画を掲載するなどにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

8 消費税法改正への対応

(1) 消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)

令和5(2023)年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。インボイス制度の下では、帳簿及び税務署長に申請して登録を受けた課税事業者であるインボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス(適格請求書)」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

国税庁では、事業者の方にインボイス制度を十分理解していただき、適切に制度への対応や準備を進めていただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等とも密に連携しながら、周知広報に取り組んでいます。

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

消費税は、価格への転嫁を通じて、最終的には消費者が負担することが予定されている税であることから、円滑かつ適正な消費税の価格への転嫁が重要です。

国税庁では関係府省庁と連携の上、各税務署の窓口(改正消費税相談コーナー)において消費税の転嫁に関する相談等への対応を行っています。

9 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

関係民間団体は、e-Taxの利用拡大に向けた取組やマイナンバー制度の普及・定着に向けた取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図りながら、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体であり、個人事業者に対する記帳指導や決算・申告に関する相談への対応、各種説明会の開催や経営支援、青色申告の普及など幅広い活動を行っています。



青色申告会
ホームページ

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する」ことを目的として結成された団体であり、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である「『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組」や「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。



法人会
ホームページ

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力すること」を目的として結成された団体であり、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」(国税庁後援)の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。



間税会
ホームページ

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体であり、各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」(国税庁共催)の募集などの活動を行っています。



納税貯蓄組合
ホームページ

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体であり、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。



納税協会
ホームページ

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話等による簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	R元	R2	R3
申告所得税		60	24	31
法人税		76	25	41
消費税		105	36	57
相続税		11	5	6

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	R元	R2	R3
申告所得税		992	533	804
法人税		1,644	1,207	1,438
消費税		1,004	862	1,110
相続税		681	482	560

～ データ活用 of 取組強化 ～

国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、潜在的な高リスク納税者を抽出する予測モデルの構築に取り組んでおり、構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めています。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査を実施 ～

消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

◎ 消費税の調査事例

- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 輸出物品販売場で消費税免税物品を大量に購入していたが、購入した物品を国外に輸出せず、不正に消費税の免税を受けていた事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準(CRS)によって得た情報を効果的に活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

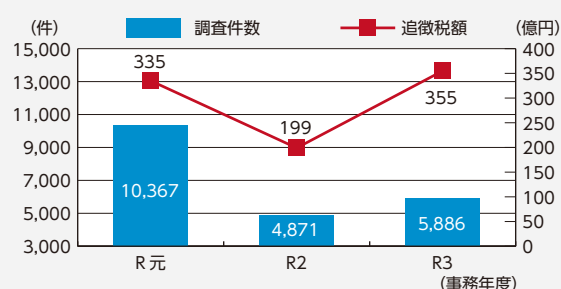
◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- 租税条約等に基づく情報交換制度によって、海外銀行の代表者名義預金に売上代金を入金させ、売上げを適正に申告していなかった事実を把握
- CRS情報を端緒に、相続税の申告において海外預金と海外不動産を申告していなかった事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報などからの的確に把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（所得税・相続税・法人税）



◎ 無申告の調査事例

- 動画配信により多額の利益を得ていたが、当該利益を隠蔽し、申告をしなかった事実を把握
- いわゆる「ギャンブル」による多額の収益を得ており、所得税の申告が必要であったが、申告をしなかった事実を把握
- 被相続人の銀行口座から生前に出金して自宅に保管していた多額の現金があり、相続税の申告が必要であると認識しながら、申告をしなかった事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

シェアリングエコノミーなどの新分野の経済活動については、業界団体や仲介事業者などを通じて利用者(納税者)へ適正申告を呼びかけるなど、適正申告のための環境作りに努めています。また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を行っています。

こうした取組の詳しい内容は、国税庁ホームページ「[シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応](#)」をご覧ください。

1 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産(仮想通貨)取引、ネット広告(アフィリエイト等)、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続に従うことを徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

大企業の税務に関するコーポレートガバナンスの充実を促すことにより、自発的な適正申告が期待できる法人を増加させ、申告水準の維持・向上を図っています。

この取組により、国税庁では限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理の発生リスクや税務調査対応の負担の軽減効果が期待されます。

本取組に関する詳しい内容は、国税庁ホームページ「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について](#)（調査課所管法人の皆様へ）」をご覧ください。

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすい事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「[『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報](#)（調査課所管法人の皆様へ）」に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書作成前の決算・申告調整事項の把握漏れなどの自主監査に活用することにより、申告誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクの軽減効果が期待されます。

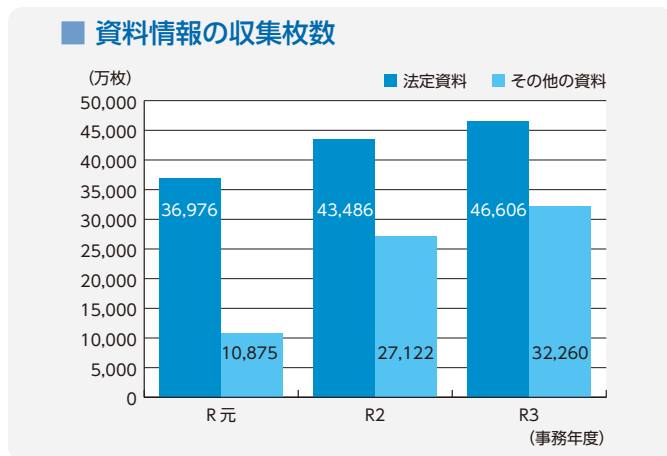
● 移転価格税制に関する相談窓口を試行的に設置

大企業の移転価格税制に関する税務コンプライアンスの維持・向上を目的として、国税局(所)に「[移転価格税制に関する相談窓口](#)」を試行的に設置し、移転価格税制に係る一般的質疑の他、同時文書化対象取引となる個別の国外関連取引等の具体的な相談に対して、適用関係に関する当局の考え方や留意点をお答えしています。

(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、情報照会手続きに基づいて収集した情報や調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、調査・指導に活用しています。



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

令和4（2022）年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

その結果、消費税事案では、輸出物品販売場を営む法人が国内で仕入れた化粧品を外国人観光客に販売したように装い架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上した事案や、複数の法人がパワーストーンの仕入れがあったように装い架空の課税仕入れを計上した事案などの不正受還付事案を多数告発したほか、外国法人を利用して不正を行っていた大規模な国際事案、SNSを利用して多数の給与所得者に所得税の不正還付を指南していた事案などを告発しました。

■ 査察広報用パンフレット



税に関する講演会や租税教育に活用するなど、広報にも積極的に取り組んでいます。

◎ 令和4（2022）年度の告発事例

外国法人を利用して不正を行っていた大規模な国際事案を告発

複数の納税義務者が不正加担者と共謀し、同人が日本における代表者を務める外国法人に架空の支払手数料等を計上する、あるいは暗号資産を取引所で譲渡した取引の主体を外国法人に仮装する方法などで、法人税又は所得税を免れていた事案について、各納税義務者のほか、不正加担者についても併せて告発。

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
令和3年度	116件	103件	75件	10,212百万円 (6,074百万円)	99百万円 (81百万円)
令和4年度	145件	139件	103件	12,760百万円 (10,019百万円)	92百万円 (97百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
令和3年度	内5 117件	内5 117件	100.0%	内3 5人	64百万円	15.7月	15百万円
令和4年度	内2 61件	内2 61件	100.0%	内1 3人	47百万円	13.6月	12百万円

※ 1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※ 2 ④～⑥は、他犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

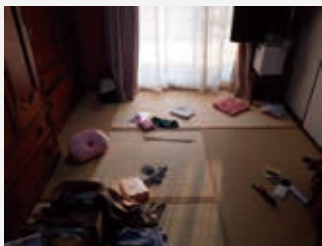
◎ 令和4(2022)年度中に判決が出された事例

F X取引利益の無申告ほ脱犯の再犯者に実刑判決

他人名義でF X取引を行うことにより所得を秘匿し、確定申告書を提出することなく法定納期限を徒過させ所得税を免れた者(無申告ほ脱犯の再犯者)に対して、懲役1年4月の実刑判決が出されました。

査察調査により把握した隠し財産の事例

床下に置かれた袋の中から現金を発見。



■ Web-TAX-TV「脱税を見逃さない! ~国税査察官の仕事~」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、脱税者を摘発するために日々努力している国税査察官の仕事をドラマ仕立てで紹介しています。是非ご覧ください。



【動画はこちら】

2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約76.2兆円（年度内収納割合は98.8%）～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。令和3(2021)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約77.1兆円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約76.2兆円となっており、その収納割合は98.8%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、振替納税やダイレクト納付などの多様な納付手段を提供した上で、納付の期限や納税資金の積立てに関する周知・広報を、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、積極的に実施しています。

また、計画的な納付を行っていただくため、ダイレクト納付を利用した予納(予納ダイレクト)を導入し、積極にご利用いただけるよう努めています。

このほか、期限を過ぎて納付したことのある納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に納付を促すなどの取組を行っています。

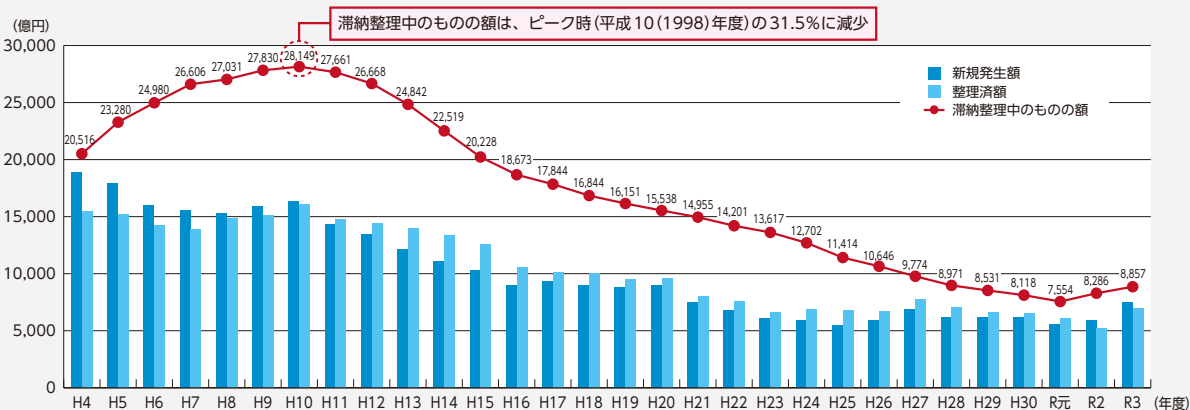
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の31.5%に～

令和3(2021)年度末の滞納整理中のものの額は8,857億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。
 ※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約9千億円と依然として高水準
 → 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まず、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。

一方、納付約束の不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や差押え、公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、厳正に対処しています。

◎ 令和4(2022)年度告発事例

- 顧客からの入金を滞納会社の従業員名義の預金口座に振込入金させることにより、財産を隠蔽した事案を告発
- 内縁の配偶者が事業を始めたように装い、滞納会社の取引先に対する売掛金を当該事業の屋号(架空の屋号)で請求及び領収することにより、財産を隠蔽した事案を告発

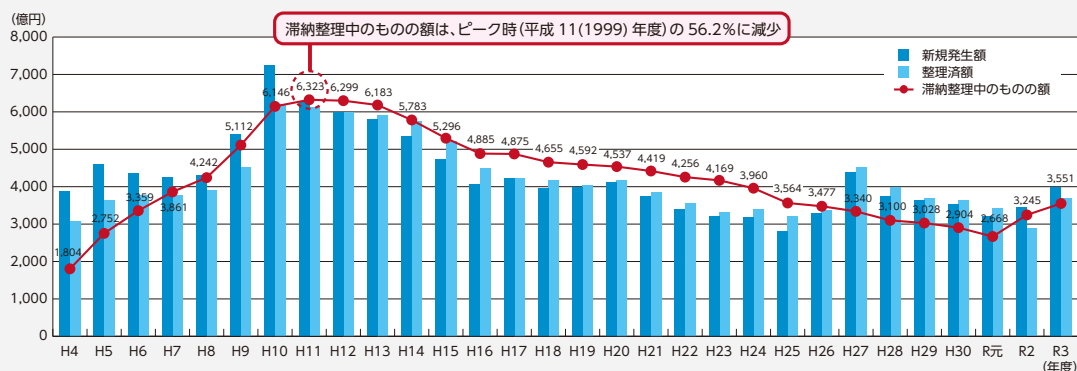
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

複雑な取引や財産の移転を偽装しているような、処理が困難な事案の滞納整理については、①広域運営による支援や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※2 地方消費税を除いています。

1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます。

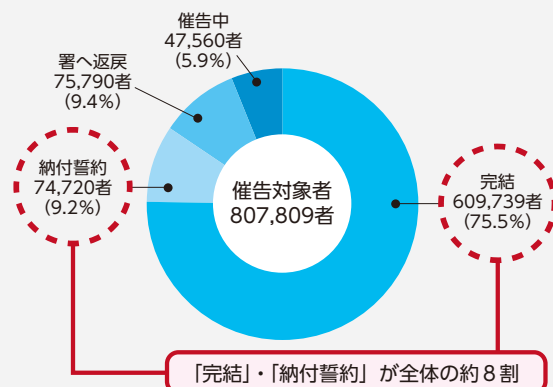
(3) 集中電話催告センター室

～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌して、システムを活用した電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、令和3（2021）年7月から令和4（2022）年6月末までの1年間で、催告対象約81万者のうち、約61万者（75.5%）が完結し、約7万者（9.2%）が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況



(4) 公売の実施

～ 公売で約1,740物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、入札や競り売りの方法により公売を実施し、売却した代金を滞納国税に充てています。

令和3（2021）年7月から令和4（2022）年6月末までの1年間で、全国で204回の公売を実施しました。その結果、不動産、自動車、宝飾品など約1,740物件が売却され、その売却総額は約43億円となっています。

全国の国税局が公売する公売財産の内容や公売日程については、国税庁ホームページの「[公売情報](#)」からご覧いただけます。

■ 令和3（2021）年7月から令和4（2022）年6月末までに公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で迅速な処理 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務については、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

年間約4,303万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、振替納税・ダイレクト納付などの納付書を使用しない納付手段を導入し、事務作業の効率化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化し、効率的かつ迅速な処理に努めています。

3 消費税不正還付への対応

(1) 背景

～ 消費税制度に対する信頼を守っていくために ～

国の租税収入のうち、最も金額が大きい税目は消費税です。

多くの納税者の方々が正しく申告・納税をする一方、消費税の制度を悪用し、取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容を申告して、消費税の還付を不正に受けようとする事案が後を絶ちません。このような消費税の不正還付事案は、消費税制度に対する納税者の信頼を著しく害するものであり、国税当局では重点課題と位置付けて対策に取り組んでいます。

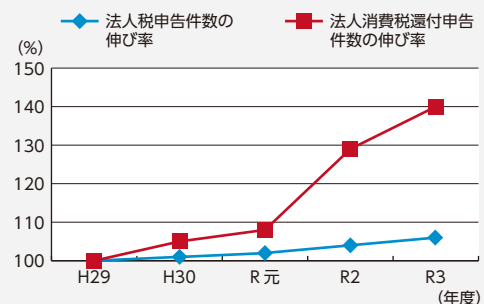
(2) 消費税不正還付の現状

① 申告件数の推移

～ 消費税還付申告件数は年々増加傾向 ～

法人消費税還付申告件数は近年増加傾向が続いており、その増加割合は、法人税申告件数の推移と比べても著しく大きくなっています。

■ 法人税申告件数及び法人消費税還付申告件数の伸び率(平成29年度=100%)



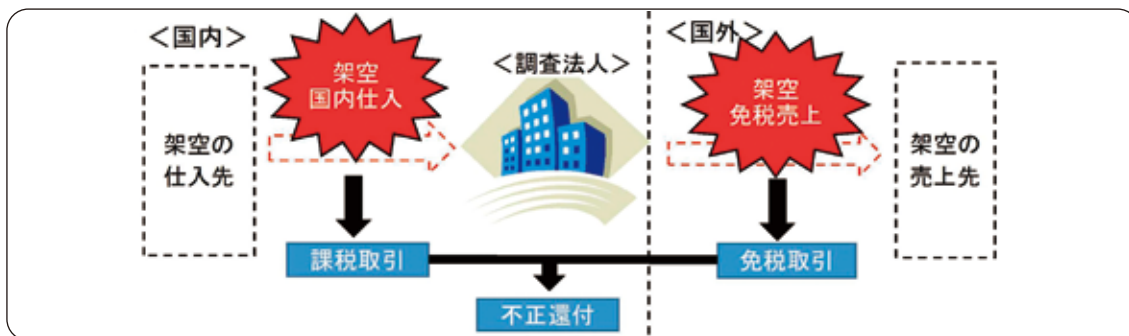
② 消費税不正還付の主な手口

～ 不正の手口は多種多様 ～

イ 架空の国内仕入れ及び架空の輸出売上げを計上する事例

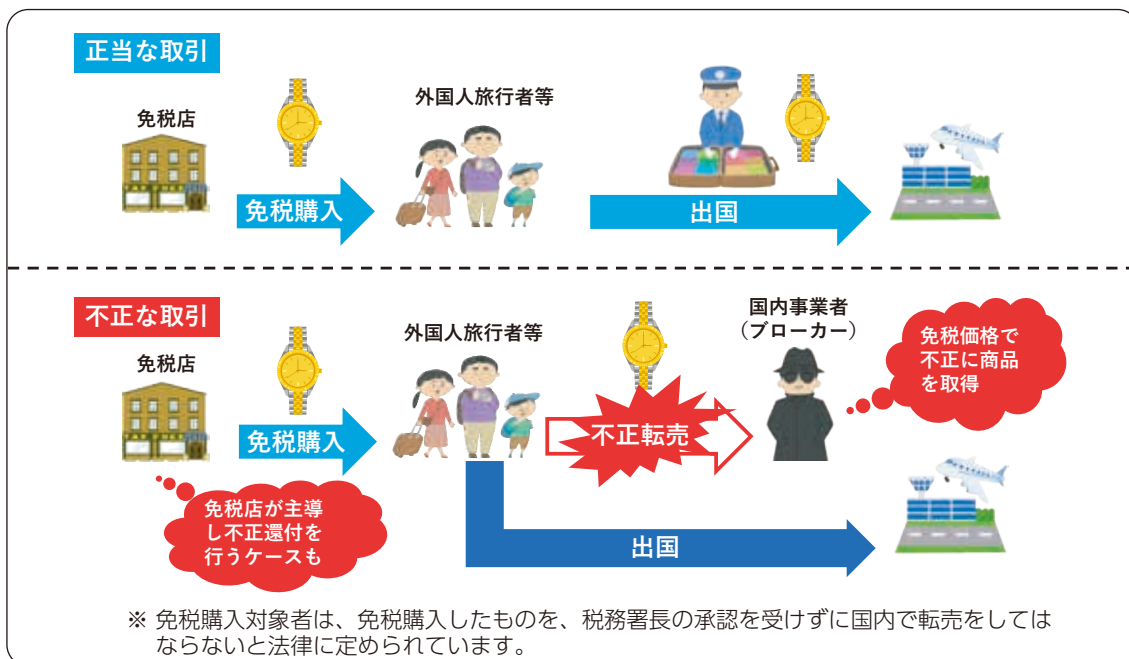
事業者が国内で商品を取引する際には、消費税が課されますが(課税取引)、国外に商品を販売(輸出)した場合には、消費税が免除されます(免税取引)。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて申告を行いますが、差引後の金額がマイナスとなった場合は、消費税の還付を受けることができます。この仕組みを悪用し、国内で仕入れた商品を国外へ輸出したかのように虚偽の申告をして不正に還付金を受けようとしていた事例が把握されています。

¹ 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。



□ 免税購入物品の国内転売事例

免税店においては、一定の外国人旅行者等(免税購入対象者)に対して、所定の手続を行うことにより、商品を輸出する場合と同様に、消費税を免除して販売することができます(輸出物品販売場制度)。この場合、外国人旅行者等は免税価格で購入した商品を国外に持ち出す必要がありますが、近年、国内事業者(ブローカー)等の指示の下、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さずに国内転売することで不正に利益を得るなどの事例やこれを免税店が主導するといった悪質な事例が把握されています。



(3) 消費税不正還付に対する取組

～ 不正な還付申告は見逃さない ～

消費税不正還付を抑止するには、不審な申告を見逃さない、悪質な納税者を放置しないことが重要です。

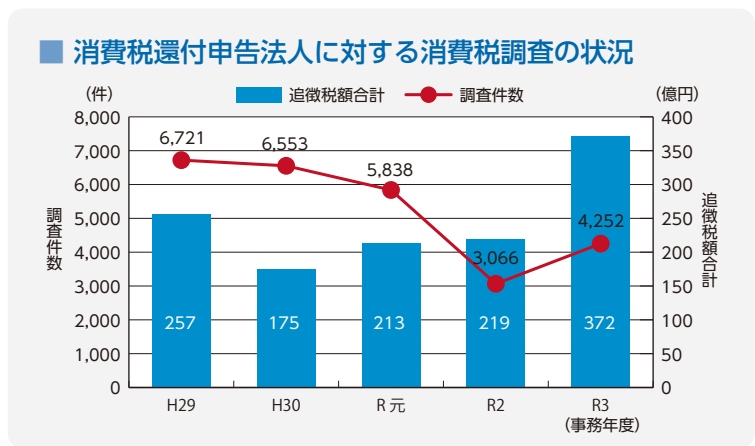
国税庁では、消費税制度を悪用した事例に対して、申告～行政指導・調査～徴収まで各段階に応じた適切な対応を行えるよう、関係部署が連携して①還付申告書の厳格な審査の実施、②悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施(事例の分析・データ活用)、③組織体制の充実(専門部署の設置・拡充)、④広報活動を通じた未然防止の取組みなど、組織を挙げて取り組んでいます。

① 還付審査の充実

消費税の還付申告の中には、上記のような不正還付事例以外にも、法令の適用誤りなどによるものも含まれています。そのため、国税当局としては、各種情報に照らして確認の必要がある場合は、還付金の支払いをいったん保留し、必要な書類の提出をお願いしたり、実地調査を行うことで、還付申告の原因や還付税額の確認をしています。これらの結果、還付税額に誤りがあれば適切に是正する一方で、誤りがないと判断した場合には速やかに還付を行っています。

② 実地調査の充実

不正還付の手口は、時代の変化とともに常に進化しています。国税庁では、必要なマンパワーを確保した上で、電子化された購入記録情報¹など、様々な資料の収集・分析を行い、必要な対象を見極め、厳正な調査を実施しています。その結果、令和3(2021)年7月から令和4(2022)年6月までに、消費税還付申告法人に対して約4千3百件の実地調査を実施し、その



追徴税額は、約372億円となっています。また、輸出品販売場制度を悪用した外国人旅行者等に対しても、同期間に30件の実地調査を行い、その追徴税額の総額は約12億円に上りました。

また、特に悪質な不正受還付犯に対しては、査察調査を行った上で検察官に告発し、その刑事責任を追及しています。令和4(2022)年4月から令和5(2023)年3月までに、輸出品販売場を営む法人が国内で仕入れた化粧品を外国人観光客に販売したように装い架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上した事案や、複数の法人がパワーストーンの仕入れがあったように装い架空の課税仕入れを計上した事案などの不正受還付事案16件を告発しており、これらの事案で不正に還付を受けた又は受けようとした金額は、合計で13億4,700万円に上っています。

なお、令和4(2022)年4月から令和5(2023)年3月までに、一審判決が言い渡された不正受還付犯は全て有罪判決であり、そのうち最も重いものは、懲役2年6月(執行猶予5年)でした。

■ 消費税不正受還付事案の告発件数及び不正受還付額

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
告発件数	16件	11件	9件	9件	16件
不正受還付額	1,909百万円	323百万円	384百万円	434百万円	1,347百万円

※1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含む。

※2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含む。

1 輸出品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が改正され、購入記録情報を電子データで国税庁へ送信することとされた(令和2(2020)年4月1日以後行う免税販売から適用され、令和3(2021)年10月1日から完全に電子化された。)

③ 組織体制の充実

消費税不正還付事案への対応として、国税局統括国税実査官や税務署消費税専門官など、消費税調査を専門に担当する部署等の設置や定員を増員し、積極的に調査を実施しています。また、専門的な知識やノウハウを持つこれらの国税局職員や税務署消費税専門官が一般の税務署職員と連携し消費税調査を実施することで、国税組織全体の調査能力向上にも取り組んでいます。

■ Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない！」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、1件の消費税還付申告書の申告内容に疑問を抱いた国税調査官が税務調査に着手し、消費税不正還付を解明するまでを分かりやすいドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。



【動画はこちら】

4 国際的な取引への対応

(1) 背景

～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業が増加するなど、年々経済社会の国際化が進展する中、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違いを利用して税負担を軽減するといった国際的な租税回避に対しても国民の関心が大きく高まっています。

国税庁としては、こうした状況も十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

(2) 国際的な租税回避に対する取組

～ 国際的な租税回避に対する取組を積極的に推進 ～

国税庁では、海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業による国際的な租税回避に適切に対応するため、①情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）、②調査マンパワーの充実（執行体制の整備・拡充）、③グローバルネットワークの強化（外国当局との連携等）を推進し、積極的に調査等を実施しています。

① 情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）

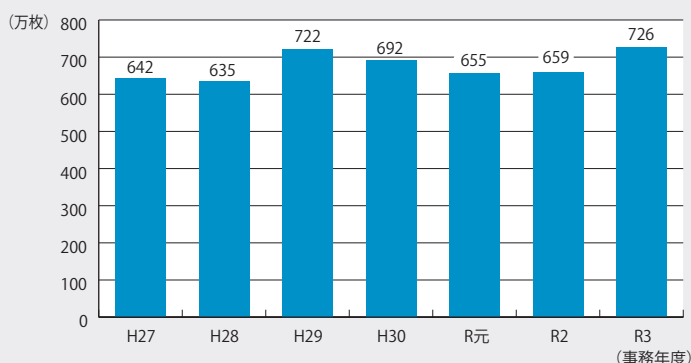
～ 海外取引・国内外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正・公平な課税を実現するために、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避に的確に対応しています。

イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名、住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです。

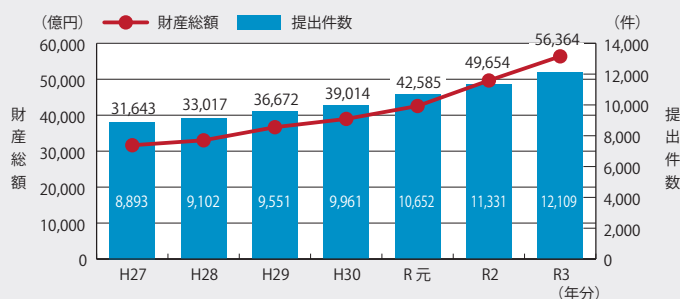
■ 国外送金等調書の提出枚数



ロ 国外財産調書

その年の12月31日において国外に合計5,000万円を超える財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書をその翌年の6月30日(令和4年分以前の調書は3月15日)までに税務署に提出するものです。

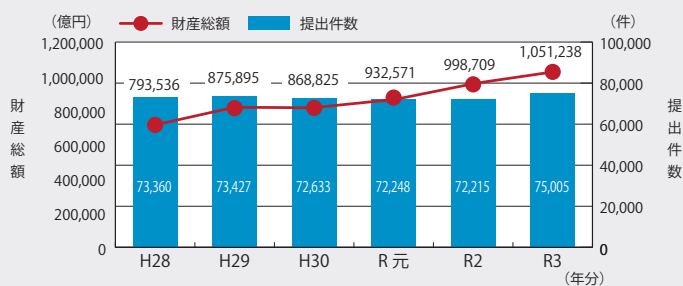
■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額



ハ 財産債務調書

①その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有する方又は②その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有する方(令和5年分の調書から対象に追加)が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書をその翌年の6月30日(令和4年分以前の調書は3月15日)までに税務署に提出するものです。

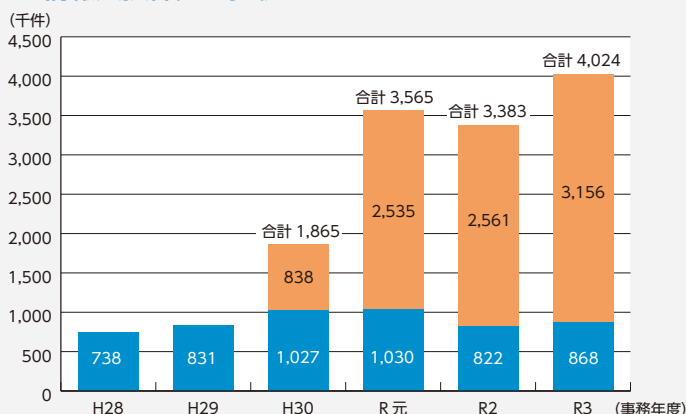
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額



二 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約など(令和5(2023)年5月現在、84の租税条約等¹(153か国・地域を対象))に基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手しています。

■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度の提供・受領の件数を合計したものです。
 オレンジ色部分：CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数。
 青色部分：要請に基づく情報交換、自発的情報交換及び法定調査情報の自動的情報交換件数。

ホ 共通報告基準(CRS)による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、OECDにおいて、非居住者の金融口座情報(氏名・住所・口座残高など)を税務当局間で定期的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS)」が策定されています。我が国も、この枠組みに基づき、諸外国の税務当局との間で、情報交換を実施しています。国税庁では、受領した情報の資産残高の増減等にも着目し、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得や、課税上問題のある海外取引の把握・解明などに活用しています。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	令和2 事務年度		令和3 事務年度		令和2 事務年度		令和3 事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	16	1,473,200	17	1,644,896	12	529,864	12	536,650
北米・中南米	19	117,291	20	216,480	13	43,354	16	40,744
欧州・NIS諸国	40	313,587	43	325,978	39	73,074	42	67,976
中東・アフリカ	12	2,818	14	313,310	6	4,266	7	6,424
合 計	87	1,906,896	94	2,500,664	70	650,558	77	651,794

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、外国法人から得た役員報酬の申告漏れを把握するとともに、それを原資とした資産運用により得た配当所得が申告漏れとなっていた事実を把握
- CRS情報により、海外の被相続人名義の預金口座を把握し、その預金口座と、調査で新たに把握した海外の不動産が申告漏れとなっていた事実を把握
- CRS情報により、法人の代表者が海外に保有している預金口座に多額の残高があることを把握し、受取手数料を海外の個人名義口座で回収することによって収入から除外していた事実を把握

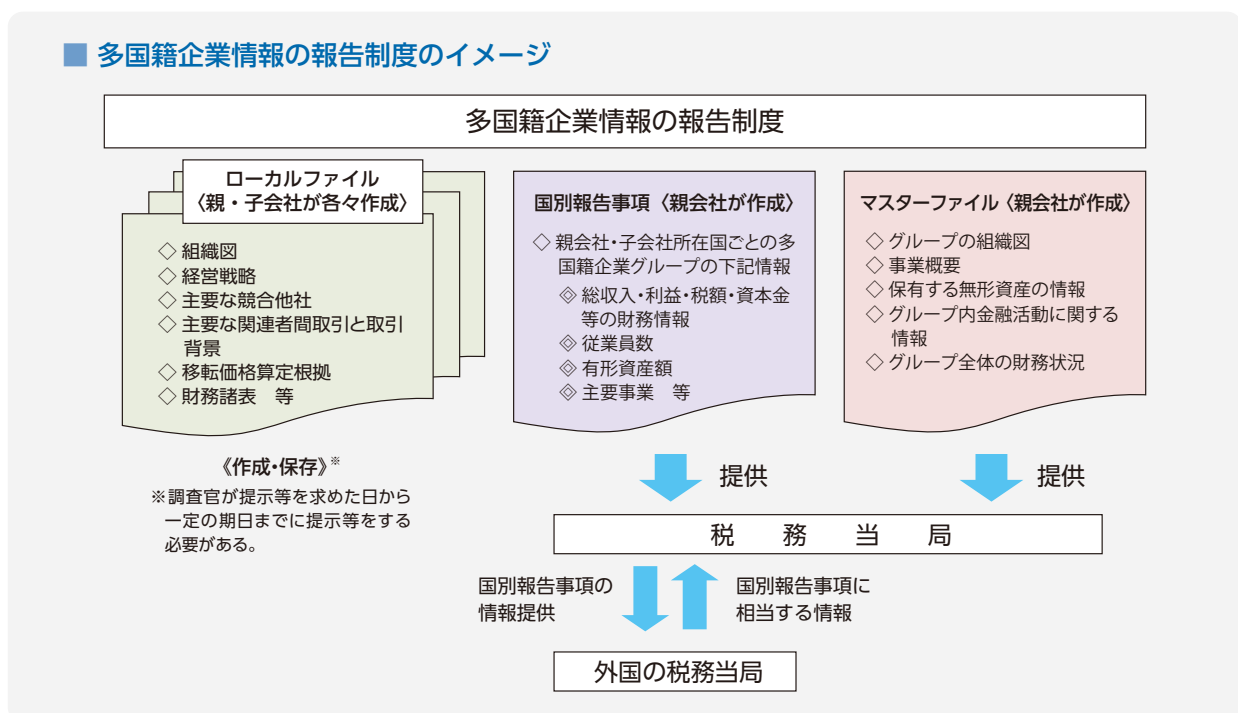
1 ここでの租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、①国別報告事項、②事業概況報告事項(マスターファイル)及び③ローカルファイルを税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられています¹。

国別報告事項は、一定規模以上の多国籍企業グループの最終親会社等がその居住地国・地域の税務当局に提供することとされており、我が国では、令和3(2021)事務年度において、53か国・地域の税務当局から2,246グループの情報を受ける一方、60か国・地域の税務当局に901グループの情報を提供しました。

国税庁では、多国籍企業における移転価格リスクや租税回避リスクの評価を行うに当たり、これらの情報を効果的に活用しています。



② 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、国際的租税回避に対応するため、国税局や税務署に専門的に対応する部署を設置しています。

また、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者については、全国の国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、各種情報の収集・分析を行っています。

¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxiにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

③ グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国税務当局との連携の強化に努めています。

イ 国際的な枠組みへの参画

(イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業が各国国内法の間はずれ等を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための15の行動計画が勧告されており、国税庁は、その勧告内容の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「[BEPSプロジェクト](#)」をご覧ください。

(ロ) OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、OECD加盟国のみならず、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があります。このため、「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されています。令和5(2023)年5月現在、我が国を含む142の国と地域がこの枠組みに参加し、勧告内容の実施状況に関する相互審査や、勧告内容の見直しに関する議論に加え、直近では経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する解決策(市場国に対する新たな課税権の配分[第1の柱]とグローバル・ミニマム課税[第2の柱])が議論されており、各国がグローバル・ミニマム課税を導入する際のモデル・ルールや執行ガイダンスが合意・公表されました。我が国では令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルールの法制化が行われています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、令和5(2023)年5月現在、168の国と地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC : Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

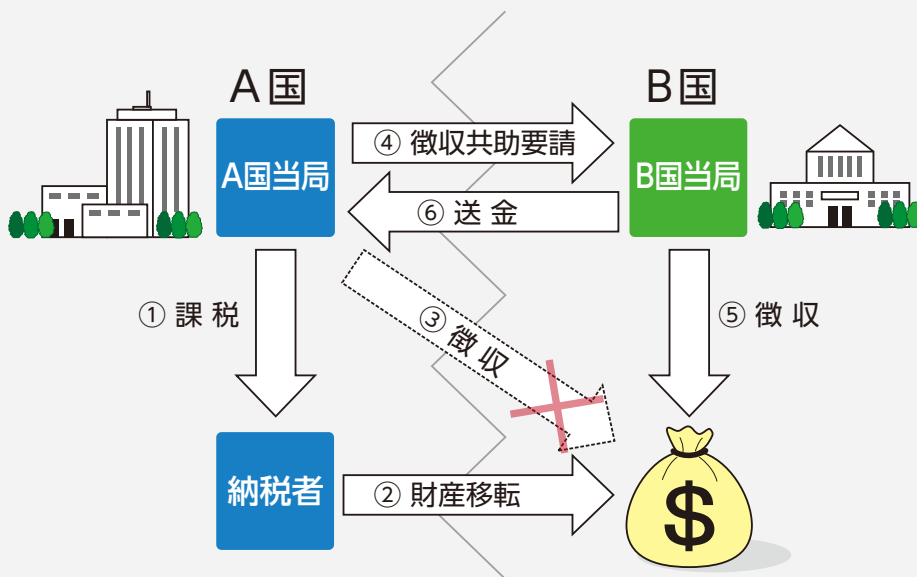
国税庁は、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

■ 徴収共助の仕組み



■ Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事を描き立てて配信しています。

是非ご覧ください。



【動画はこちら】

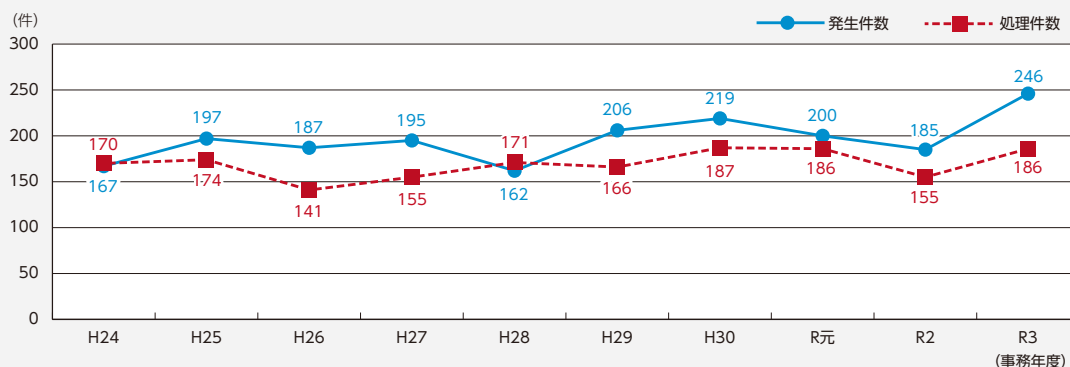
¹ 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め141の国・地域において発効しています(令和5(2023)年6月1日現在)。

八 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議¹を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制²の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認³に係る相互協議も実施しています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁴。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



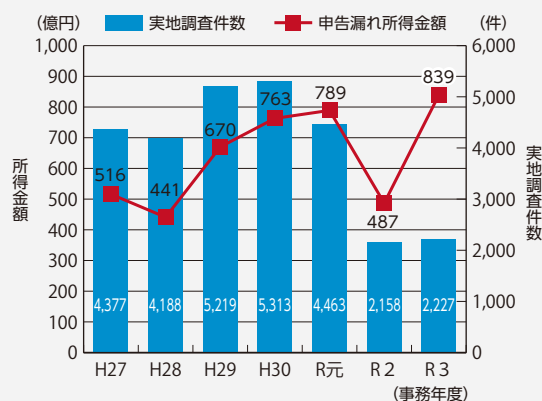
※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

■ 富裕層に対する所得税調査実績

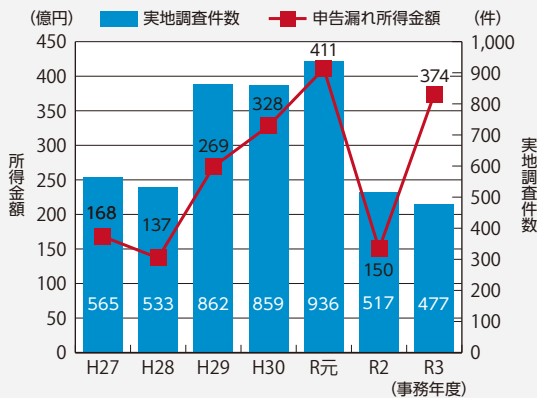


◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

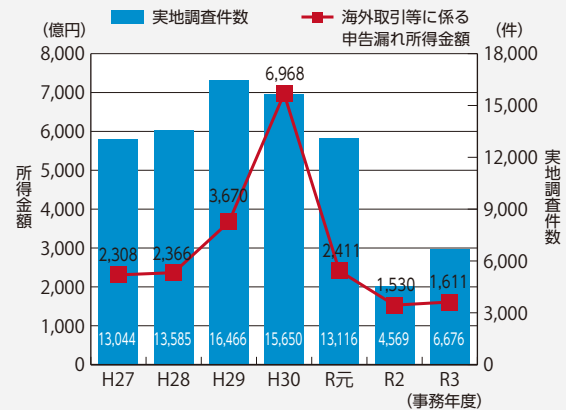
- 租税条約等の情報交換規定によって、海外金融機関から得た利息等の申告を行っていない事実を把握、また、所有する外国法人について外国子会社合算税制を適用すべき事実を把握
- 現地の登記情報等から法人税の負担が小さい国・地域に所在する外国子会社の実態を確認し、外国子会社合算税制を適用すべき事実を把握

1 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。
 2 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。
 3 「事前確認」とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法などについて税務当局が確認を行うことです。
 4 令和3(2021)事務年度の協議回数・日数は53回・155日でした。

■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査事績



■ 海外取引法人等に対する法人税調査事績



～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加し、その内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。

また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

5 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、政府開発援助 (ODA) の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国税庁実務研修

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣しています。令和4（2022）年度は、インドネシア、フィリピン、ベトナムに職員を派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。令和4（2022）年度は、フィリピン、ベトナム、ラオスで職員が活動しました。

2 国内での受入研修の実施

(1) 国際税務行政（ISTAX）

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般と幹部職員を対象とした上級があります。

(2) 国別研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿った講義などを行っています。

(3) アジア国際課税

アジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、日本の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和4（2022）年度は、政策研究大学院大学、一橋大学及び明治大学の各大学院に在籍している留学生6名が参加しました。

■ 受入研修などの実施状況

（単位：国、人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国際税務行政 (ISTAX) (一般)	国数	14	16	—	14	3
	人数	14	16	—	14	3
国際税務行政 (ISTAX) (上級)	国数	9	11	—	10	5
	人数	9	11	—	10	5
国別研修	国数	6	3	1	2	4
	人数	86	32	15	136	355
アジア国際課税	国数	5	7	—	6	4
	人数	7	7	—	11	6
国税庁実務研修	国数	11	12	7	8	5
	人数	17	15	9	9	6

※ 令和2（2020）年度以降は、オンライン形式による研修も含まれています。

(2) その他の技術支援

～ OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー ～

OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーは、国税庁がOECDと連携して開催している、アジア・太平洋地域の租税犯罪調査官等を対象にした租税犯罪やマネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修です。令和元(2019)年5月の税務大学校和光校舎での開講以降、令和4(2022)年度末までにオンライン形式での開催を含め、計11回研修を開催しました。

(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟38か国及び非加盟14の国と地域(令和5(2023)年5月現在)の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。令和4(2022)年9月には、第15回会合がオーストラリア(シドニー)で開催され、国際課税ルールに関する新たな合意の実施に向けた執行上の課題や税務行政のデジタル化への継続的な取組等について意見交換が行われました。

ロ アジア税務長官会合

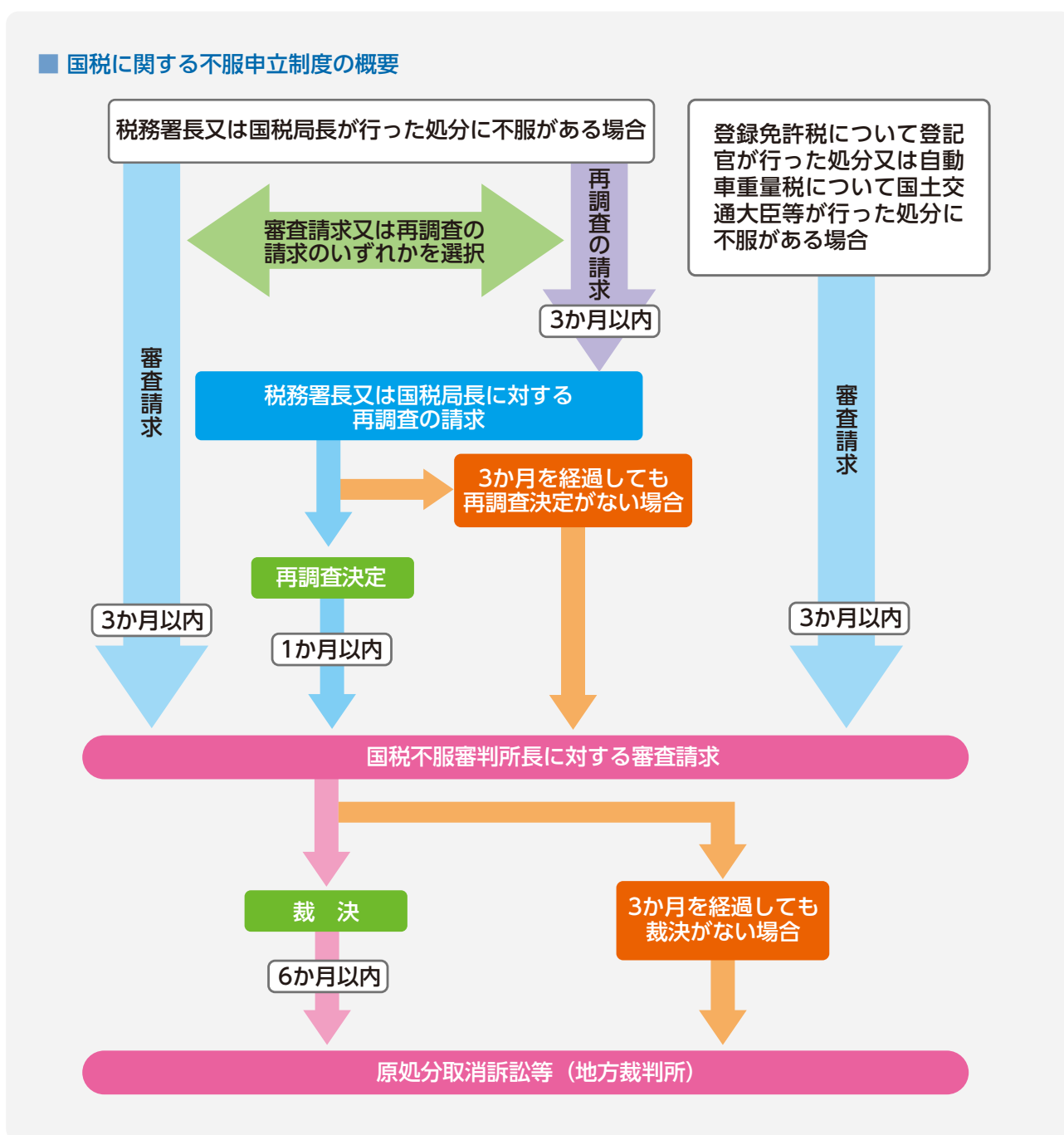
アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における18か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。

令和4(2022)年10月には、第51回会合がマレーシア(クアラルンプール)で開催され、人的資源と組織構造に焦点を当てた税務行政の新たな課題への取組、自主的なコンプライアンス向上等について意見交換が行われました。

～ 国税に関する不服申立制度 ～

納税者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、その処分の取消しなどを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納税者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納税者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています（不服申立前置主義）。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納税者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うことができます。



(1) 再調査の請求

～ 簡易・迅速かつ公正な手続による権利救済 ～

再調査の請求は、税務署長などが自らの処分を見直すものであり、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合、税務署長などは、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

(2) 審査請求

～ 公正な第三者的機関による権利救済 ～

審査請求は、税務署長などが行った処分に不服がある場合に、その処分の取消しなどを求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。国税不服審判所では、公正な第三者的機関として、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、審査請求事件を調査・審理して裁決を行っています。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができ、裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、この内容を不服として訴訟を提起することはできません。

※国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

(3) 訴訟

～ 司法による救済 ～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めることができます。

納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけでなく、税務署、国税局及び国税庁の事務その他税務一般に関する不平、不満や困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者から寄せられた苦情などについて、納税者の視点に立って迅速かつ的確に対応し、税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するよう努めています。また、納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

(4) 権利救済の状況

～ 再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理 ～

イ 再調査の請求

- **目標** 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和4(2022)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は99.5%となっています。
 なお、同年度における再調査の請求処理件数は1,371件(課税関係1,226件、徴収関係145件)で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は4.6%です。

ロ 審査請求

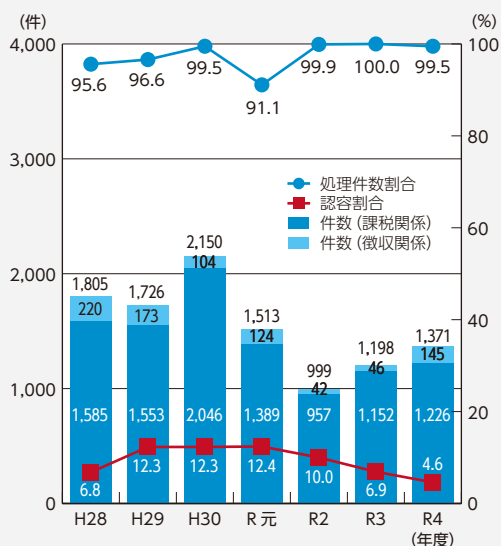
- **目標** 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。
- **実績** 令和4(2022)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は95.4%となっています。
 なお、同年度における審査請求処理件数は3,159件(課税関係3,018件、徴収関係141件)で、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は7.1%です。

ハ 訴訟

令和4(2022)年度における終結件数は186件(課税関係157件、徴収関係25件、審判所関係4件)であり、このうち納税者の請求の全部又は一部が認められた割合は5.4%です。

※ 再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁判事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページなどを通じて提供しています。

■ 再調査の請求の3か月以内の処理件数割合と再調査の請求処理件数

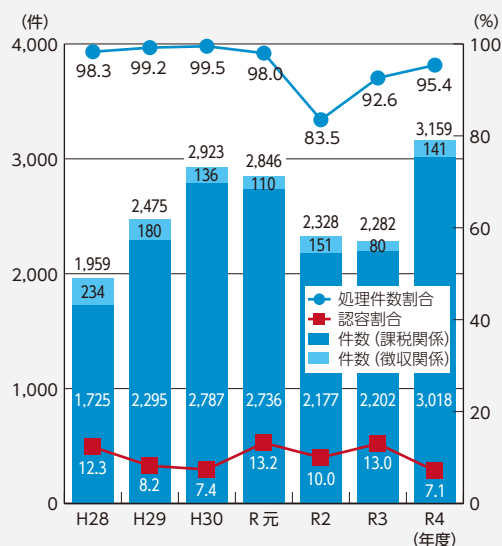


※1 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案のほか、令和2(2020)年度以降は、災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。

※2 平成26(2014)年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28(2016)年4月から施行されています。

※3 件数には「異議申立て」の件数が含まれます。

■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と審査請求処理件数



※ 平成29(2017)年度以降の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出しています。また、令和3(2021)年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。

～ 酒類業の振興を図るため、様々な取組を実施 ～

酒類は、酒税が課される財政上重要な物品であり、安定した税収が見込まれることから、国家財政において重要な役割を果たしています。

国税庁では、酒税の適正・公平な課税の実現はもとより、酒類業の健全な発達に向けて、積極的な取組を実施しています。

酒類業の活性化や輸出促進を図るため、国内外における認知度向上や海外における販路開拓等に取り組むなど、国内向け施策と輸出促進施策を両輪に酒類業の振興に努めています(国税庁の取組等については、国税庁ホームページの「酒のしおり」を併せてご覧ください。)



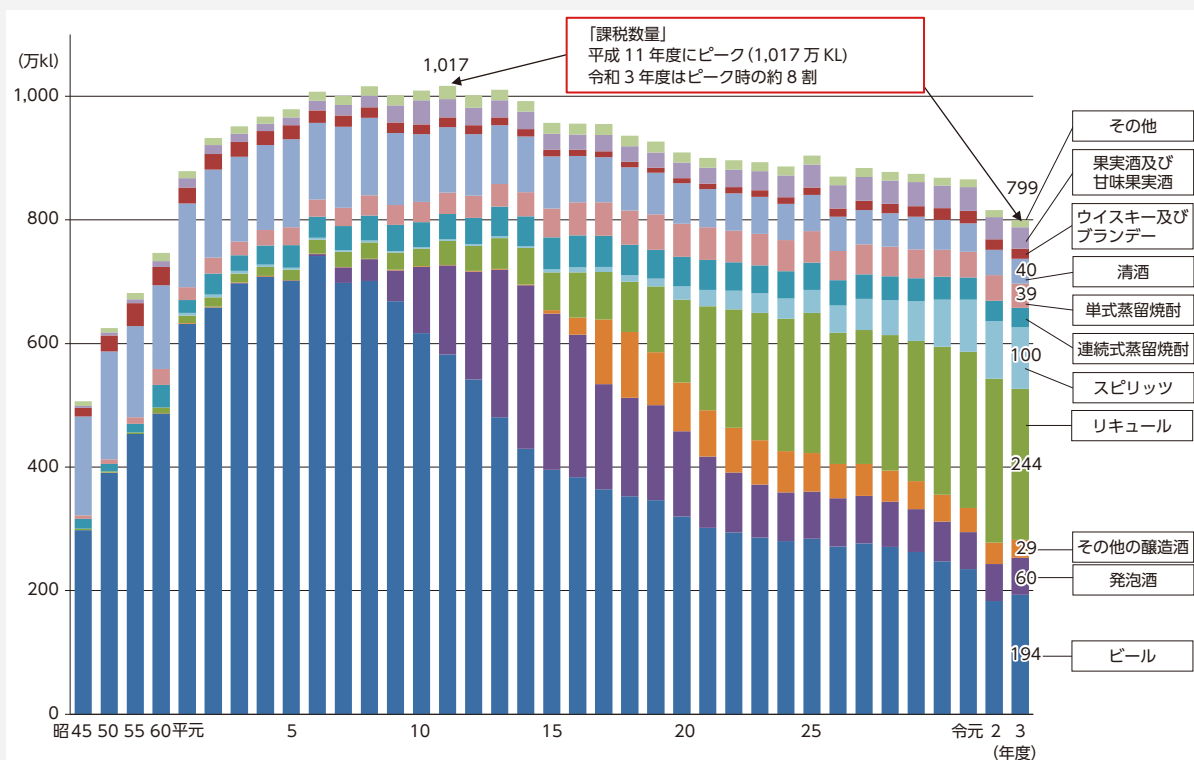
酒のしおり

1 酒類業界の状況

(1) 国内市場の状況

酒類の課税数量は、少子高齢化や人口減少等を背景に、平成11(1999)年度をピークとして減少しています。特にビールは、低価格の発泡酒やチューハイなどのリキュール等に消費が移行し、大幅に減少しています。

■ 課税数量の推移

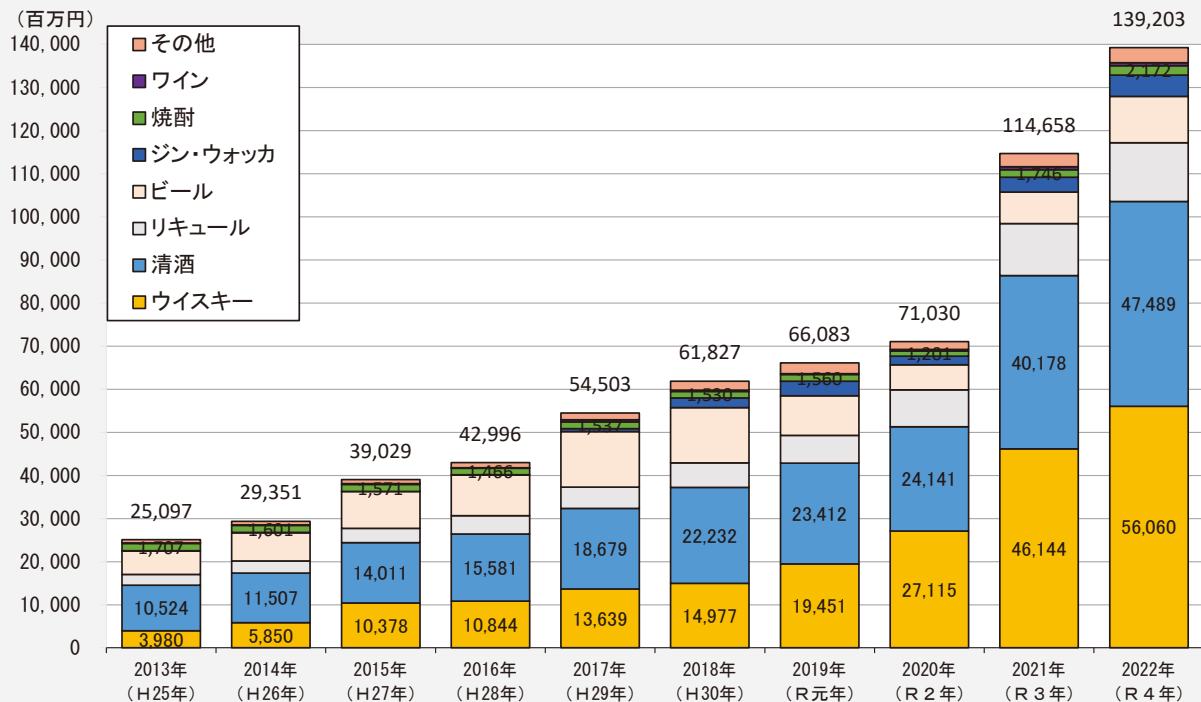


※昭和60年以前は「その他」に「スピリッツ」が含まれている。
(出典：国税庁統計年報)

(2) 日本産酒類の輸出の状況

令和4(2022)年の日本産酒類の輸出金額は、1,392億円(対前年21.4%増)となり、初めて1,000億円を突破した令和3(2021)年に引き続き好調に推移しました。

■ 最近の日本産酒類の輸出動向



(出典：財務省貿易統計)

2 国税庁の取組

～ 酒類業の振興 ～

国税庁では、酒類業界の現状や課題等を踏まえ、国内外の酒類市場の拡大を図り、酒類業の更なる振興、健全な発達につながるよう取り組んでいます。

(1) 海外市場の開拓(輸出促進)

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2(2020)年12月農林水産省・地域の活力創造本部決定)において、酒類のうち、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の3品目を輸出重点品目と位置づけ、品目ごとのターゲット国、輸出目標等を定めました。この目標の達成に向け、これら重点3品目をはじめ、販路開拓支援や認知度向上などに取り組んでいます。

イ 販路開拓支援

日本産酒類の販路を一層拡大するため、海外の大規模展示会でジャパンパビリオンとして日本産酒類を出展しました。また、酒類輸出コーディネーターを通じて発掘した海外バイヤーとの商談会を開催しました。

□ 認知度向上

ジャパンハウスにおける日本産酒類のプロモーションの実施や、海外の酒類専門家を酒蔵へ招へいしました。

また、酒類事業者の酒蔵自体の観光化や地域での酒蔵ツーリズムプランの企画に向けた取組を、「日本産酒類海外展開支援事業費補助金」(海外展開・酒蔵ツーリズム補助金)により支援しています。

ハ 補助金による商品の高付加価値化・差別化の支援

酒類事業者による日本産酒類の高付加価値化に向けた取組を、「日本産酒類海外展開支援事業費補助金」(海外展開・酒蔵ツーリズム補助金)【再掲】により支援しています。

また、酒類事業者が直面する国内需要の減少などの構造的課題等を解決するため、酒類事業者による国内外の新市場を開拓等する意欲的な取組を、「[新市場開拓支援事業費補助金](#)」([フロンティア補助金](#))により支援しています。

ニ ブランド価値向上のための地理的表示(GI)¹ 普及拡大

国内外における酒類のブランド価値向上等の観点から、GI指定や普及拡大に取り組んでいます(最新の指定状況は、国税庁ホームページの「[酒類の地理的表示一覧等](#)」をご覧ください。)。パンフレット作成のほか、セミナー等のイベントを開催しています。

ホ 輸出促進法に基づく品目団体の認定

輸出促進法に基づき、清酒(日本酒)、本格焼酎・泡盛の「品目団体」として、令和4(2022)年12月に日本酒造組合中央会を認定しました。

へ 関税や輸入規制の撤廃等の国際交渉

日本の酒類事業者の更なる輸出環境整備のため、国際交渉において、関税や輸入規制等の撤廃、GIの保護、有機酒類の同等性締結に向けた協議を行っています。

また、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を起因とした各国の輸入規制については、引き続き撤廃を求めています。

(2) 日本酒、焼酎・泡盛等のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組

文化庁や「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携して、日本酒等の伝統的な酒造り技術の保護・継承及びユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組を実施しています。

この技術は、令和3(2021)年12月に「伝統的酒造り」として登録無形文化財に登録された後、令和4(2022)年3月にユネスコへ提案されています(令和5(2023)年3月に再提案されています。)

¹ 地理的表示(GI:Geographical Indication)制度は、酒類や農産品について、ある特定の産地ならではの特性(品質、社会的評価等)が確立されている場合に、当該産地内で生産され、一定の生産基準を満たした商品だけが、その産地名(地域ブランド名)を独占的に名乗ることができる制度です。

(3) 技術支援

イ 醸造技術等の普及の推進

各国税局には、技術部門として鑑定官室（沖縄国税事務所主任鑑定官を含みます。）を設置しており、酒類製造者への指導や相談対応、鑑評会や研究会等の開催、酒造組合の講習会等への職員派遣などを通じ、酒類総合研究所¹の研究成果をはじめ、先端技術などの普及を推進しています。

ロ 酒類の品質及び安全性に関する支援

酒類の生産から消費までの全ての段階における酒類の安全性の確保と品質水準の向上を図ることを目的として、酒類の製造工程の改善などに関する技術指導を行っているほか、酒類の放射性物質に関する調査・情報提供などにより安全性を確認しています。

ハ 酒類総合研究所の取組

酒類総合研究所は、酒類業振興の技術基盤を担う機関として、日本産酒類のブランド価値向上や酒類製造の技術基盤の強化等のための研究を行うとともに、酒類醸造講習等の酒類業界の人材育成に係る取組やアウトリーチ活動等を積極的に実施しています。

(4) 中小企業対策

中小企業が大半を占める酒類業界が社会経済情勢の変化に適切に対応できるよう、日本酒造組合中央会の近代化事業をはじめ、業界団体の各種の取組を支援しています。また、関係省庁・機関や地方自治体等と連携しつつ、政府の中小企業向け施策（相談窓口、補助金、税制、融資等）について、事業者や業界団体に情報を提供し、活用の促進に取り組んでいます。

(5) 酒類の公正な取引環境の整備

「酒類の公正な取引に関する基準²」等の周知・啓発や、酒類の取引状況等実態調査の実施により、公正取引の確保を推進しています。同基準については、平成29（2017）年6月の施行後の調査結果などを踏まえ、令和4（2022）年3月に改正しました（同年6月施行）。

(6) 社会的要請への対応

イ 資源リサイクル等の推進

ビール業界では「地球温暖化対策計画」（令和3（2021）年10月閣議決定）に基づき策定した「低炭素社会実行計画」に取り組んでおり、国税審議会酒類分科会において、これらの取組を評価・検証しています。

ロ 20歳未満の者の飲酒防止対策

20歳未満の者の飲酒防止に向け、啓発ポスターやパンフレットを作成するほか、毎年4月を「20歳未満飲酒防止強調月間」と定め、関係省庁・業界団体と連携した啓発活動を行っています。

1 酒類総合研究所は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの「第5期中期目標期間」において、①酒類業の振興のための取組、②酒税法等の適切な運用のための取組、③酒類に関するナショナルセンターとしての取組をその使命とし、各種業務を実施することとしています。

2 酒類に関する公正な取引につき、全ての酒類事業者（製造・卸・小売）が遵守しなければならない必要な基準であり、①酒類を正当な理由なく継続して総販売原価を下回る価格で販売し、かつ、②自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引を行ってはならないこととされています。

ハ アルコール健康障害対策

アルコール健康障害対策基本法(平成26(2014)年6月施行)に基づき策定された第2期の「アルコール健康障害対策推進基本計画」(令和3(2021)年4月～令和8(2026)年3月)などを踏まえ、関係省庁、酒類業団体とも連携・協力しながら、20歳未満の者の飲酒防止対策やアルコール健康障害の発生防止等に向けた取組を推進しています。

～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人(以下「税理士等」といいます。)は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

令和5(2023)年3月末現在で、全国で80,692人の税理士が登録を受け、また、4,844社の税理士法人が設立されています。

1 税理士の業務と役割

～ 納税者をサポートし申告納税制度を推進 ～

税理士業務(①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談)は、たとえ無償であっても税理士等でない者¹は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談やその信用又は品位を害する行為の禁止などの義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等のサポートを受け、適正に申告・納税することができ、また、帳簿の作成や決算などの会計業務についても依頼等するケースが多く、税理士等は税務申告や、その基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

2 税理士会等との連絡協調

～ 幅広い課題について協議・意見交換等を実施 ～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会及び日本税理士会連合会(以下「税理士会等」といいます。)と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調に努めています。

具体的には、次の(1)や(2)などがあります。

(1) 書面添付制度の推進

～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、申告書の作成に関して計算や相談した事項を記載した書面(以下「添付書面」といいます。)を税理士等が申告書に添付することができるというものです。

添付書面が添付されている申告書を提出した納税者に対してあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理をする税理士等に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えなければならないこととされています。

国税庁では、添付書面について、その記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、本制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

¹ 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士並びに弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人も税理士業務を行うことができます。

(2) e-Taxの利用促進

～ 申告手続等の電子化の実現に向けた連携・協調 ～

e-Taxの利用促進に当たっては、税理士等の果たす役割が極めて大きいことから、国税庁では、日本税理士会連合会と定期的にe-Taxに関する意見交換を行うほか、e-Taxの利用促進に係る協力要請を行うなど、申告手続等の電子化の実現に向け、税理士会等と連携・協調を図っています。

3 税理士等に対する指導監督の的確な実施

～ 税理士法違反行為の未然防止と違反者への厳正な対処 ～

税理士業務の適正な運営を確保するため、国税庁では、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い、税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めています。また、税理士法違反行為等に関する調査を的確に実施し、税理士法に違反した税理士等に対して懲戒処分等した上で公表しています。また、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に対しても告発を行うなど厳正に対処しています。

■ 税理士等に対する懲戒処分等件数

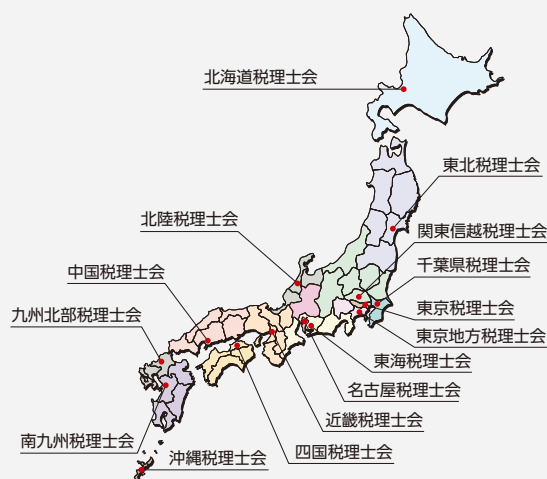
(単位：件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
件数	51	43	22	21	13

税理士会と日本税理士会連合会

税理士会は、税理士業務の改善進歩等のために、税理士等の指導、連絡や監督を行う、税理士法に定められた団体です。現在、全国に15の税理士会があり、各税理士会では、①税理士の資質の向上のための研修、②租税教育の充実のため、小・中学校、高等学校及び大学等への講師派遣、③小規模納税者などに対する無料税務相談など、幅広い活動を行っています。

また、日本税理士会連合会は、税理士法に定められた全国で唯一の団体です。税理士会や税理士等に対する指導、連絡や監督に関する事務のほか、税理士の登録に関する事務、税理士等に関する制度についての調査研究などの活動を行っています。



(1) 実績評価の目的

「国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価」を実施する目的は、①国税庁の使命、達成すべき目標などを明らかにし、国民各層・納税者の方々への説明責任を果たすこと、②より効率的で質が高く、時代の要請にあった税務行政を目指し続けること、③事務を改善し、職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることです。国税庁の実績評価については、毎年、「**実績評価実施計画**」(以下「実施計画」といいます。)及び「**実績評価書**」を作成・公表しています。

(2) 国税庁の使命・任務と実績評価の目標体系

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を達成するため、財務省設置法第19条に定められた国税庁の3つの任務を達成すべき目標(実績目標(大)1から3)としています。

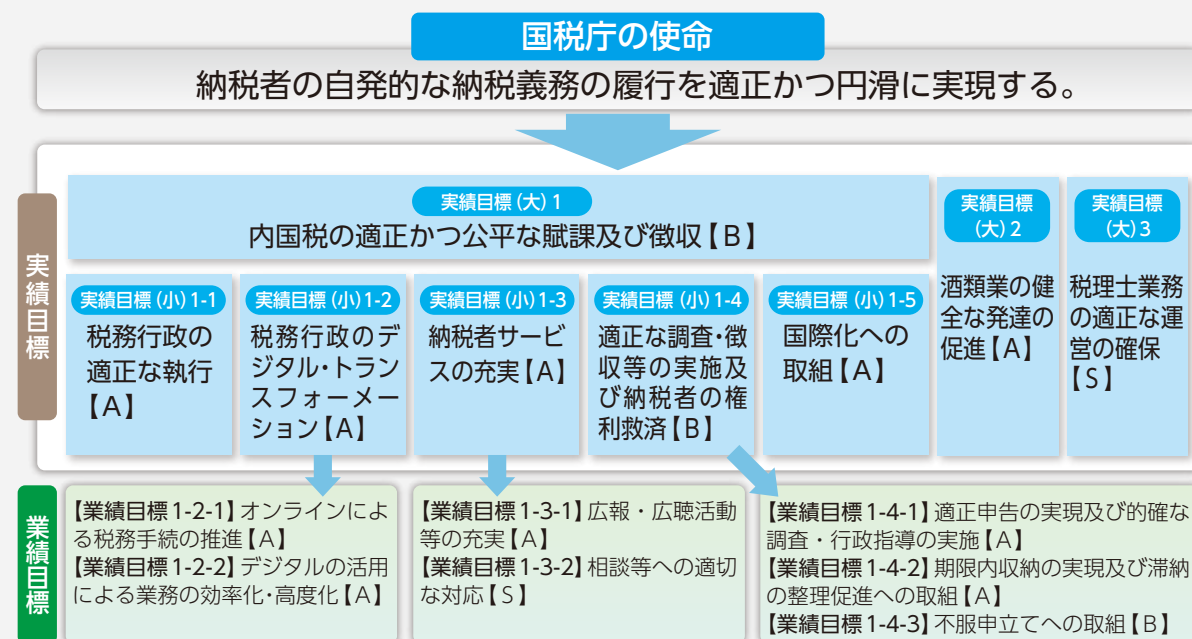
令和3(2021)事務年度の実施計画では、実績目標(大)1について、その細目として5つの実績目標(小)と7つの業績目標を設定しました。

(3) 実績目標等の評価方法・評価結果

実績目標等には、その目標を達成するための手段を「施策」として設定しています。令和3(2021)事務年度の各施策には、その内容に応じて実施状況を評定するための定量的な測定指標(42)と定性的な測定指標(38)を組み合わせ設定し、これらの達成度の判定に基づいて「施策」の評定を行います。実績目標等の評定は、その実績目標等に係る「施策」の評定を総合して行います。令和3(2021)事務年度の評価結果は、下図の各目標の【 】に記載した評語のとおりであり、これらの評価結果をその後の事務運営に的確に反映し、PDCAサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしています。

※ 上記の測定指標の()の数値は、令和3(2021)事務年度の指標数を表しています。

■ 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和3(2021)事務年度)



※ 各目標の達成度は、次の5段階の評語により評価をしています。

【S+】: 目標超過達成 【S】: 目標達成 【A】: 相当程度進展あり 【B】: 進展が大きくない 【C】: 目標に向かっていない

財務省政策評価懇談会

実績評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、実施計画及び評価段階で、外部有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し、意見をいただいています。

令和3(2021)事務年度の実績評価については、

- ・「一般的にPDCAの実践は難しいと感じているが、国税庁にあっては、評価の中に次に向けた要素を織り込むなど、PDCAを長年継続して回しており、非常に優れた組織の取組であると評価している。」
- ・「デジタル・トランスフォーメーションにおいて、ユーザーの視点というのが極めて重要で、この評価を上げていくこと、また業務を抜本的に見直した上でデジタル化をすることが、業務の効率化、効果的な業務にもつながるので、しっかり取り組んでいただきたい。」
- ・「コロナ禍の3年間で、デジタル化が予想以上に進み、働き方の前提条件が変わった面がある。今後、単に元に戻すというよりも、将来を見据えて何が必要で適切な指標かを考えていてもらいたい。」

などのご意見をいただきました。

※ どの期間の計数であるかは、各計表の標題又は右上に表示しています。
 「○年度」は、会計年度を示し、「○事務年度」は、○年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。また、「○年分」は、所得税確定申告などの○年分申告を示しています。
 表の計数は、端数処理のため表内の数値の合計と合計欄が一致していないものがあります。

租税収入・予算

【令和3(2021)年度租税及び印紙収入予算・決算額】

税目	補正後予算額	決算額	
		(総計に占める割合)	
	百万円	百万円	百万円
源泉所得税	16,739,000	17,533,195	(24.4)
申告所得税	3,288,000	3,849,004	(5.4)
法人税	12,887,000	13,642,830	(19.0)
相続税	2,555,000	2,770,245	(3.9)
消費税	21,108,000	21,888,613	(30.5)
酒税	1,176,000	1,132,125	(1.6)
たばこ税	912,000	905,666	(1.3)
揮発油税	2,128,000	2,076,178	(2.9)
石油ガス税	4,000	4,817	(0.0)
航空機燃料税	37,000	30,348	(0.0)
石油石炭税	606,000	635,549	(0.9)
電源開発促進税	305,000	316,193	(0.4)
自動車重量税	382,000	387,600	(0.5)
国際観光旅客税	4,000	1,878	(0.0)
関税	846,000	893,416	(1.2)
とん税	9,000	9,368	(0.0)
その他 ※	-	13	(0.0)
印紙収入	894,000	960,848	(1.3)
小計	63,880,000	67,037,885	(93.3)
地方法人税	1,703,700	1,881,394	(2.6)
地方揮発油税	227,700	222,142	(0.3)
石油ガス税(譲与分)	4,000	4,817	(0.0)
航空機燃料税(譲与分)	19,100	14,663	(0.0)
自動車重量税(譲与分)	278,900	282,988	(0.4)
特別とん税	11,300	11,710	(0.0)
特別法人事業税	1,834,000	1,831,646	(2.5)
たばこ特別税	113,200	111,979	(0.2)
復興特別所得税	420,600	446,667	(0.6)
その他	-	35,219	(0.0)
総計	68,492,500	71,881,112	

※「その他」には、物品税、地価税などの滞納整理分などが含まれています。

【令和5(2023)年度国税庁関係当初予算額】

項目	予算額
	百万円
納税者利便向上経費 ^{※1}	2,913
国際化対策経費	1,135
庁局署一般経費 ^{※2}	59,883
職場環境整備・安全対策経費 ^{※3}	7,629
税制改正関係経費	2,109
税務大学校経費	1,786
国税不服審判所経費	161
酒類総合研究所経費	969
酒類業振興事業経費	2,080
小計	78,665
人件費	562,987
国税庁関係予算合計	641,652

- ※1 「納税者利便向上経費」には、電話相談センター運用経費などが含まれています。
 ※2 「庁局署一般経費」には、税務諸用紙・通信費、アルバイト賃金、旅費、記憶指導や広報広聴に関する経費などが含まれています。
 ※3 「職場環境整備・安全対策経費」には、施設整備費、健康管理経費などが含まれています。
 ※4 上記のほか、政府情報システム関連予算815億円がデジタル庁に一括計上されています。

申告・課税状況

【所得税の課税状況】

(令和4(2022)年分)

総人口	万人	12,450
就業者数		6,723
確定申告者数		2,295
還付申告		1,333
納税申告		653
所得者別内訳	事業所得者	164
	その他所得者	490
	不動産所得者	106
	給与所得者	268
	雑所得者	81
	上記以外	35

【相続税の課税状況】

(令和3(2021)年分)

死亡者の数	1,439,856人
課税対象となった被相続人の数	134,275人
納税者数(相続人の数)	341,002人
課税価格	186,039億円
税額	24,440億円

【贈与税の課税状況】

(令和3(2021)年分)

課税人員	443,429人
取得財産価額	23,727億円
税額	2,554億円

※ 相続時精算課税分を含みます。

【源泉徴収義務者の状況・源泉所得税の課税状況】

(令和3(2021)事務年度)

所得等区分	源泉徴収義務者数	税 額
給与所得	千件 3,560	億円 118,850
退職所得	-	2,760
利子所得等	33	2,766
配当所得	148	55,052
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	11	8,150
報酬料金等所得	2,861	11,767
非居住者等所得	33	7,574
合 計	-	206,919

※1 源泉徴収義務者数は、令和4(2022)年6月末現在の計数です。

※2 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人数の状況・法人税の申告状況】

(令和3(2021)事務年度)

法人数	3,283千法人
申告件数	3,065千件
申告割合	91.9%
黒字申告割合	35.7%
申告所得金額	794,790億円
申告欠損金額	168,427億円
申告税額	139,232億円

※ 法人数は、令和4(2022)年6月末現在の計数です。

【消費税の課税状況】

(令和3(2021)年度)

区分	納 付	還 付	
申告件数	個人	1,064千件	85千件
	法人	1,858千件	199千件
	合 計	2,922千件	284千件
税 額	197,895億円	59,128億円	

【酒類の生産状況・課税状況】

(令和3(2021)年度)

区 分	生産量	課税額
	千kl	百万円
清酒	312	41,855
合成清酒	19	1,880
連続式蒸留焼酎	299	67,255
単式蒸留焼酎	374	93,272
みりん	89	1,875
ビール	1,931	378,486
果実酒	93	9,779
甘味果実酒	5	549
ウイスキー	127	45,758
ブランデー	3	1,282
発泡酒	402	79,907
原料用アルコール・スピリッツ	999	81,213
リキュール	2,369	237,628
その他の醸造酒 粉末酒・雑酒	282	31,380
合 計	7,304	1,072,118

調査状況

【申告所得税の実地調査状況】

(令和3(2021)事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額		追徴税額	
		億円	万円	億円	万円
千件 31	千件 27	4,198	1,337	804	256

【源泉所得税の実地調査状況】

(令和3(2021)事務年度)

件数	非違件数	追徴税額
千件 48	千件 15	億円 228

※ 平成25(2013)年1月1日以後生ずる所得に係る追徴税額から復興特別所得税が含まれています。

【法人税の実地調査状況】

(令和3(2021)事務年度)

区分	件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ所得金額		追徴 税額
			万円	1件当たり	
法人全体	千件 41	千件 31	6,028	1,479	億円 1,438
調査課 所管法人	1	1	2,268	20,508	509

【消費税の実地調査状況】

(令和3(2021)事務年度)

区分	件数	申告漏れの あった件数	追徴税額	
			億円	万円
個人	千件 17	千件 14	241	143
法人	40	24	869	217

【相続税の実地調査状況】

(令和3(2021)事務年度)

件数	申告漏れの あった件数	申告漏れ課税価格		追徴税額	
		億円	万円	億円	万円
千件 6	千件 6	2,230	3,530	560	886

【法定資料収集枚数】

(令和3(2021)事務年度)

法定資料名	収集枚数
給与所得の源泉徴収票	千枚 25,914
利子等の支払調書	10,217
配当等の支払調書	58,470
その他	371,455
合 計	466,057

国際課税

【海外取引法人等に係る実地調査状況】

(令和3(2021)事務年度)

海外取引法人等調査件数	6,676件
海外取引等に係る申告漏れ件数	1,752件
うち海外不正計算のあった件数	219件
海外取引等に係る申告漏れ所得金額	1,611億円
うち海外不正所得金額	108億円

【移転価格税制に係る実地調査状況】

(令和3(2021)事務年度)

申告漏れ件数	154件
申告漏れ所得金額	333億円

【移転価格税制に係る事前確認の申出及び処理状況】

(令和3(2021)事務年度)

申出件数	175件
処理件数	99件

滞納状況

【主要税目別の租税滞納状況】

(令和3(2021)年度)

	前年度末滞納 整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	当年度末滞納 整理中のものの額
所得税	億円 3,342	億円 2,113	億円 1,925	億円 3,529
うち 源泉所得税	1,054	393	310	1,137
うち 申告所得税	2,288	1,719	1,615	2,392
法人税	1,081	995	895	1,180
相続税	561	325	370	517
消費税	外 864 3,245	外 1,124 3,997	外 1,031 3,692	外 957 3,551
その他税目	57	97	73	80
合計	外 864 8,286	外 1,124 7,527	外 1,031 6,956	外 957 8,857

※ 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。
ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示しています。

査察

【査察調査の状況】

(令和4(2022)年度)

着手 件数	処理 件数	告発 件数	脱税額(総額)		脱税額(告発分)	
			1件当たり	1件当たり	1件当たり	1件当たり
件 145	件 139	件 103	億円 128	百万円 92	億円 100	百万円 97

【告発事件の税目別状況】

(令和4(2022)年度)

税目	件数	脱税額(総額)	
		1件当たり	1件当たり
所得税	19	百万円 2,424	百万円 128
法人税	47	4,275	91
相続税	2	288	144
消費税	34	3,010	89
源泉所得税	1	22	22
合計	103	10,019	97

権利救済

【再調査の請求の状況】

(令和3(2021)年度)

区分	再調査の 請求件数	新規申立件数	処理済件数①	請求認容件数②			割合②/①
				全部	一部	件	
課税関係	1,398	1,065	1,152	82	2	80	7.1
徴収関係	59	54	46	1	1	—	2.2
合計	1,457	1,119	1,198	83	3	80	6.9

※1 平成26(2014)年6月の関係法律の改正で、「異議申立て」は「再調査の請求」へ名称変更され、平成28(2016)年4月から施行されています。

※2 件数には「異議申立て」の件数が含まれます。

【審査請求の状況】

(令和3(2021)年度)

区分	審査請求件数	新規請求件数	処理済件数①	請求認容件数②			割合②/①
				全部	一部	件	
課税関係	4,582	2,390	2,202	296	160	136	13.4
徴収関係	121	92	80	1	—	1	1.3
合計	4,703	2,482	2,282	297	160	137	13.0

【訴訟事件の状況】

(令和3(2021)年度)

区分	訴訟件数	第一審提起件数	終結件数①	敗訴件数②			割合②/①
				全部	一部	件	
課税関係	325	74	164	12	6	6	7.3
徴収関係	55	19	33	1	—	—	3.0
審判所関係	4	3	2	—	—	—	—
合計	384	96	199	13	7	6	6.5

※ 訴訟事件の計数は、審級別合計の計数です。

税務相談

【相談の多い項目上位5位】

〔電話相談センター〕

(令和4(2022)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	申告義務・手続等	601
2	所得税	年末調整	223
3	所得税	住宅借入金等特別控除	219
4	所得税	医療費控除	207
5	所得税	相談案内・署の所在地	183

【電話相談センターの税目別相談件数】

(令和4(2022)年度)

税目	件数
所得税	2,424
法人税	199
資産税	925
消費税等	340
その他	997

〔タックスアンサー〕

(令和4(2022)年度)

順位	税目	項目	件数
1	所得税	所得税の税率	3,308
2	印紙税	印紙税額の一覧表(その1)第1号文書から第4号文書まで	2,622
3	所得税	給与所得控除	1,807
4	所得税	医療費を支払ったとき(医療費控除)	1,748
5	所得税	扶養控除	1,310



国税庁レポート 2023

NATIONAL TAX AGENCY REPORT

2023年6月発行

編集・発行 国税庁

(法人番号 7000012050002)

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

TEL. 03-3581-4161 (代表)

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>



詳しい情報は e-Tax ホームページへ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手續などについて説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。